

第5期三木市障害者基本計画

第6期三木市障害福祉計画

第2期三木市障害児福祉計画



令和3年3月

三木市

はじめに

三木市では、平成27年3月に「第4期三木市障害者基本計画」を、平成30年3月に「第5期三木市障害福祉計画及び第1期三木市障害児福祉計画」を策定し、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けた障がい者施策の充実の推進を積極的に進めてまいりました。



この間、国においては、改正障害者雇用促進法など共生社会の実現に向けた障がい者の権利擁護、生活支援、差別解消、就労など、幅広い分野での法整備が進められました。福祉分野全体では、障がいのある人もない人も、すべての人々が一人一人の暮らしと生きがいを共に創り、共に高め合う「地域共生社会」の実現が求められています。

本市においても、このたび、国の動向や社会環境等の変化に対応するとともに、市民の皆様や関係団体のニーズを踏まえ「第5期三木市障害者基本計画及び第6期三木市障害福祉計画・第2期三木市障害児福祉計画」を策定しました。前期の基本理念である将来像『誰もがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち 三木』を引き継ぐとともに、障がいのある人が住み慣れた地域で、自分らしく自立した快適な生活を送ることができるよう、切れ目のない支援を引き続き進めてまいります。今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました三木市社会福祉審議会及び同審議会障がい者福祉検討部会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等でご協力いただきました市民の皆様、関係団体や関係機関など策定に向け、ご尽力いただいた関係各位に対し、心から感謝申し上げます。

令和3年3月

三木市長 仲田一彦

目 次

第Ⅰ部 総論

第1章 計画の策定にあたって	2
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の推進体制	5
第2章 三木市の障がい者施策の現状と課題.....	6
1. 国内の動向.....	6
2. 各種統計	7
3. 各種調査結果からみる三木市の現状.....	13
4. 本市の障がい福祉施策の課題.....	19

第Ⅱ部 第5期三木市障害者基本計画

第3章 目指す将来像と基本目標.....	22
1. 目指す将来像.....	22
2. 基本目標（施策の柱）	24
3. 施策体系	25
第4章 施策の展開.....	26
基本目標1：自立した生活を支える支援体制の整備	26
基本目標2：自分らしく生きるための支援の充実.....	30
基本目標3：いきいきと共に暮らせる地域社会の形成.....	33
計画に基づいて実施する主要事業の概要.....	37

第Ⅲ部 第6期三木市障害福祉計画 第2期三木市障害児福祉計画

第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備.....	52
1. 障害福祉計画・障害児福祉計画について	52
2. 国の指針に基づく目標設定	55
3. 障害福祉サービス等の見込量と確保方策	60
4. 地域生活支援事業の見込量と確保方策.....	69

資料編

1. 三木市社会福祉審議会条例	78
2. 三木市社会福祉審議会委員	79
3. 三木市社会福祉審議会障がい者福祉検討部会委員.....	80
4. 策定経過	81
5. 用語説明	82

本文中の初出箇所に※印のついた用語については、巻末の資料編に用語説明がありますので、ご参照ください。

第 I 部 總 論

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

平成 18 年に国連総会において、「すべての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有」と「障害者の固有の尊厳の尊重」を目的として、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）※」が採択され、わが国は平成 26 年 1 月にこれを批准しました。国においては、同条約の批准に向けた国内法の整備として、平成 23 年（2011 年）に「障害者基本法」が大幅に改正され、「共生する社会」の実現という理念が掲げられました。障がい者の定義についても、「社会的障壁※」によって日常生活や社会生活に制限を受けることを問題にする「社会モデル※」に大きく転換し、共生社会の実現は社会全体の課題であると示されています。また、平成 23 年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」、平成 24 年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法、障害者自立支援法の改正法）」、平成 28 年に施行された「障害者差別解消法」や、「改正障害者雇用促進法」など、共生社会の実現に向けた障がい者の権利擁護、生活支援、差別解消、就労等の幅広い分野での法整備が進んでいます。

さらに、福祉分野全体では、「地域共生社会」の実現に向けて社会福祉制度の改革が進められており、障がいのある人も含めた、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高めあう社会のあり方が求められています。

三木市（以下、「本市」という。）では、これまで 4 期にわたる障害者基本計画と、5 期にわたる障害福祉計画、また平成 29 年度には最初の障害児福祉計画を策定し、障がい者施策を総合的、計画的に推進してきました。

このたび、「第 4 期三木市障害者基本計画」、「第 5 期三木市障害福祉計画」、「第 1 期三木市障害児福祉計画」がそれぞれ最終年度を迎えることから、その理念を継承し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けた障がい者施策の一層の充実を図るため、「第 5 期三木市障害者基本計画」、「第 6 期三木市障害福祉計画」、「第 2 期三木市障害児福祉計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

第5期三木市障害者基本計画は、「障害者基本法」第11条に規定する「市町村障害者計画」として、市町村に策定が義務付けられている計画で、国の「障害者基本計画」、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」を踏まえ、本市における障がい者施策に関する基本的な指針とするものです。

◆障害者基本法第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

第6期三木市障害福祉計画は障害者総合支援法第88条、第2期三木市障害児福祉計画は児童福祉法第33条に基づいて市町村に策定が義務付けられている計画で、国が示した基本指針に基づき、障害福祉サービス*等の向こう3年間の見込量や、提供体制の確保方策、支援の充実のための目標等について定めるものです。

◆障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

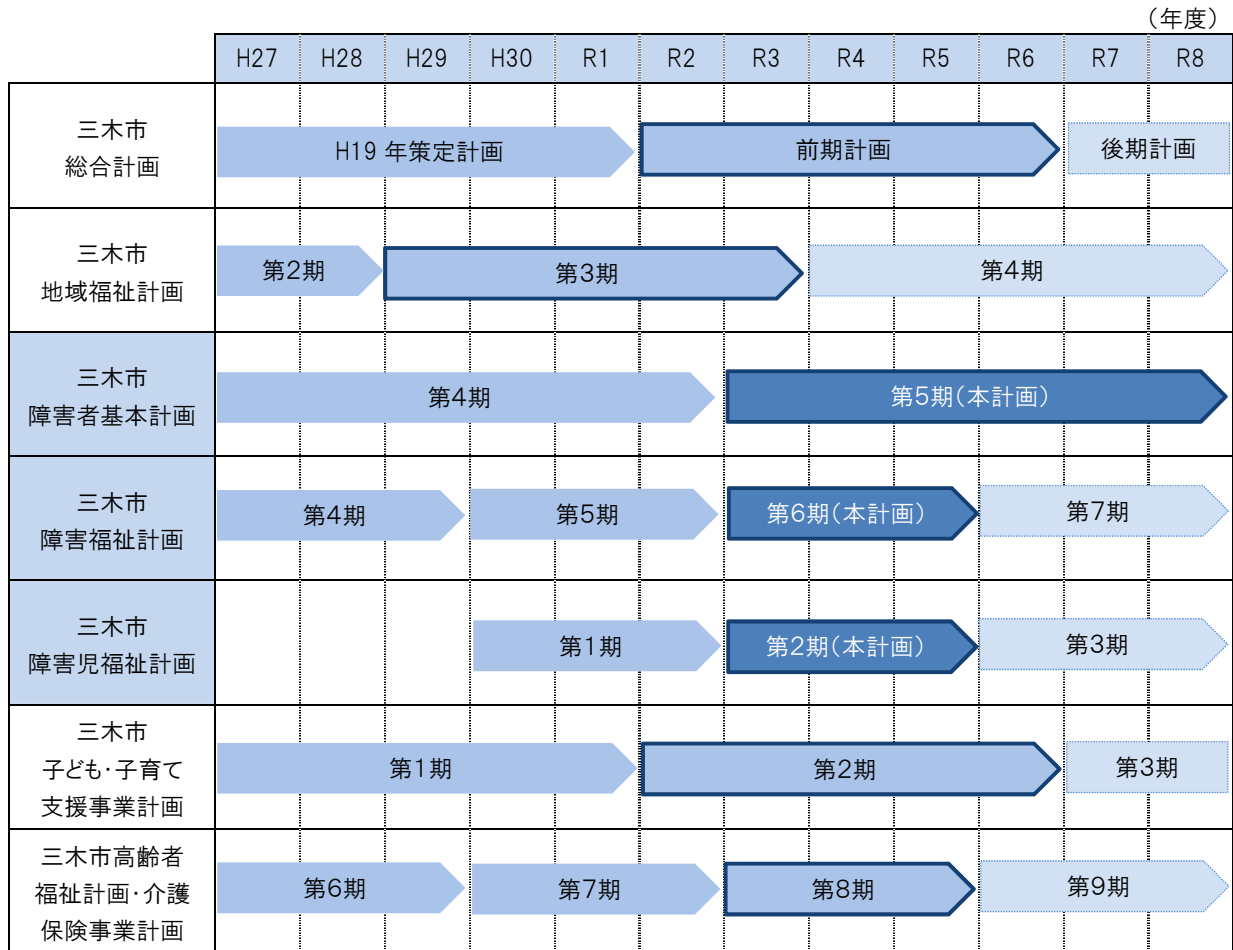
(2) 他計画との関係

本計画は、いずれも「三木市総合計画」及び「三木市地域福祉計画」を上位計画とし、「三木市子ども・子育て支援事業計画」、「三木市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等の関連計画との整合を図りながら策定するものとします。

3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度～令和8年度の6年間とします。ただし、「第6期三木市障害福祉計画」及び「第2期三木市障害児福祉計画」に関する部分については、国の指針に基づき令和3年度～令和5年度の3年間とします。

■ 本計画及び関連計画の計画期間



※ 終了した計画、 現行計画、 今後策定する予定の計画

4. 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制の整備

本計画は、障がい福祉分野だけにとどまらず、保健・医療、就労、介護、子育て、地域福祉、教育、人権、建設等幅広い領域にわたっています。特に、高齢者福祉や介護保険事業、子ども・子育て支援事業とは連携すべき領域が多くなっています。そのため、計画の推進にあたっては、障がい福祉担当課を中心に、適宜、関係各課との連携及び調整を図りながら推進します。

また、持続可能で安定した支援体制の整備のためには、障害福祉サービス事業所や当事者団体、医療機関等の関係団体・関係機関との連携も重要な課題となります。三木市障害者（児）地域自立支援協議会を中心に、支援の充実に向けた連携体制の強化に取り組みます。

(2) 進捗管理の方法

本計画の実施状況については、毎年の成果目標・活動指標等の状況について庁内で集約し、県に報告するとともに、進捗状況を確認します。また、三木市障害者（児）地域自立支援協議会においても、必要に応じて計画の実施状況について確認し、課題の整理や改善方策の検討を進めます。これらの評価を踏まえ、計画変更の必要が生じた場合には、柔軟に計画の見直しを行い、PDCAサイクルに基づき成果目標等の達成状況を分析・評価することにより、計画の着実な推進と障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めます。

第2章 三木市の障がい者施策の現状と課題

1. 国内の動向

第4期三木市障害者基本計画の策定以降、国内においては障がい者施策に関する様々な法・制度の改正等が行われています。こうした動向を本計画にも反映させる必要があります。

■近年の国の法制度等の動向

H28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止
	【改正】障害者雇用促進法の施行 ※一部平成30年4月施行	・雇用の分野における差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化 ・法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加える
H29	成年後見制度利用促進法の施行	・成年後見制度利用促進基本計画の策定 ・成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会の設置
	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	・地域コミュニティを育成し、地域を基盤とする包括的支援体制を構築することで「地域共生社会」を実現するために設置される
	【改正】発達障害者支援法の施行	・発達障害者支援地域協議会の設置 ・発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
H30	【改正】障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障がい者の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 ・サービスの質の確保・向上に向けた環境整備
	障害者文化芸術推進法の施行	・障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化（地方公共団体）
R1	障害者文化芸術推進計画策定	・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
R2	【改正】障害者雇用促進法 ※令和2年4月施行	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とする

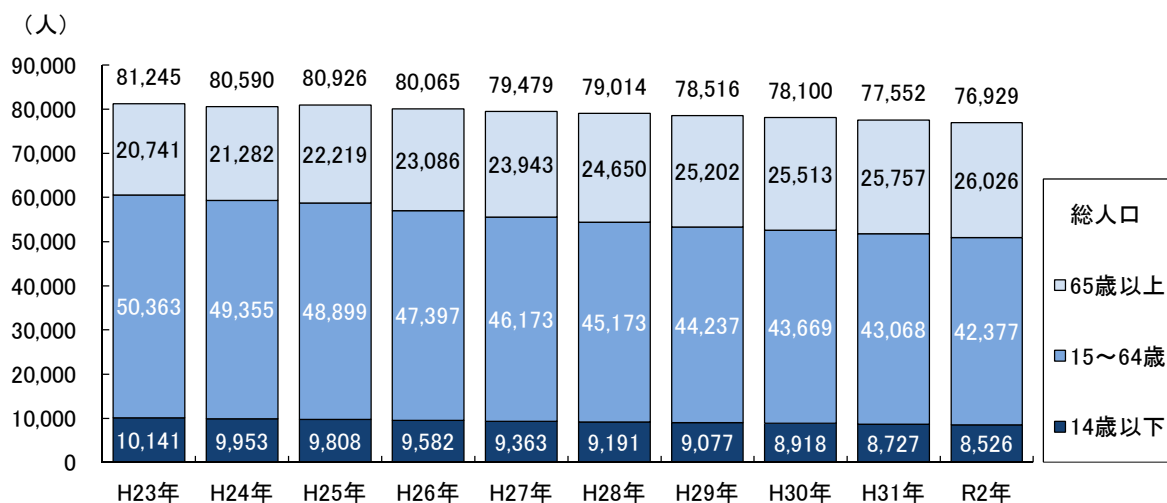
2. 各種統計

(1) 年齢別人口の推移

本市の人口は平成27年に8万人を下回り、その後も緩やかな減少傾向となっています。年齢別にみると、14歳以下と15～64歳人口は減少、65歳以上人口は増加しています。

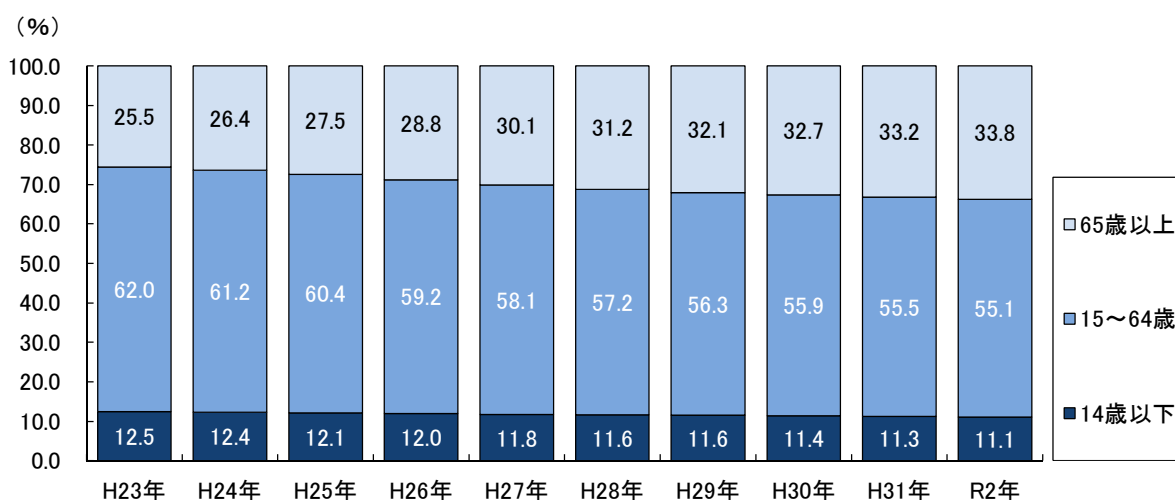
年齢別人口割合をみると、人口の動向と同様に、14歳以下と15～64歳人口の割合が減少する一方で、65歳以上人口の割合（高齢化率）は3割を超えて増加が続いています。

■ 年齢3区分別人口の推移



資料：三木市総務課（各年3月31日時点）

■ 年齢3区分別人口割合の推移

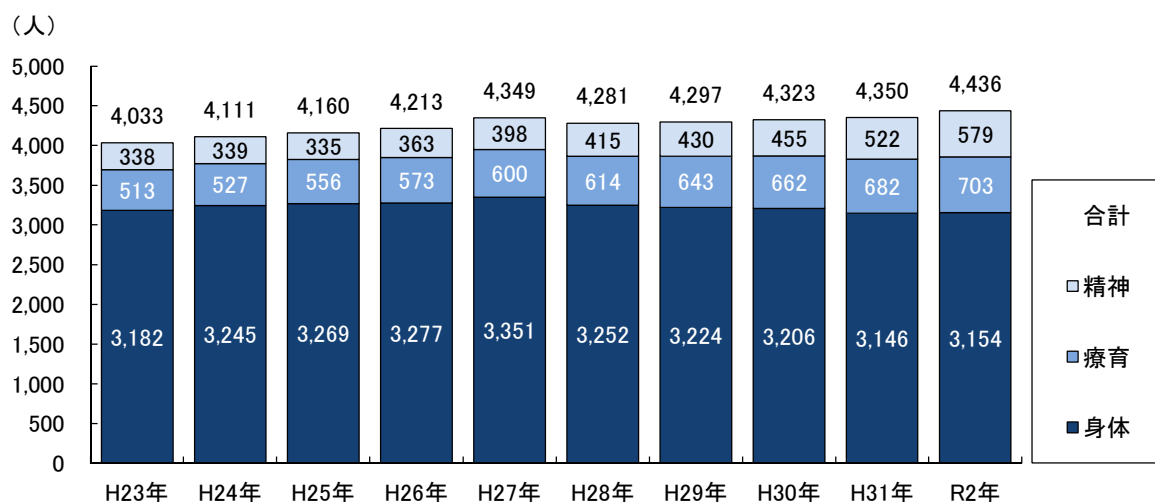


資料：三木市総務課（各年3月31日時点）

(2) 障害者手帳所持者数

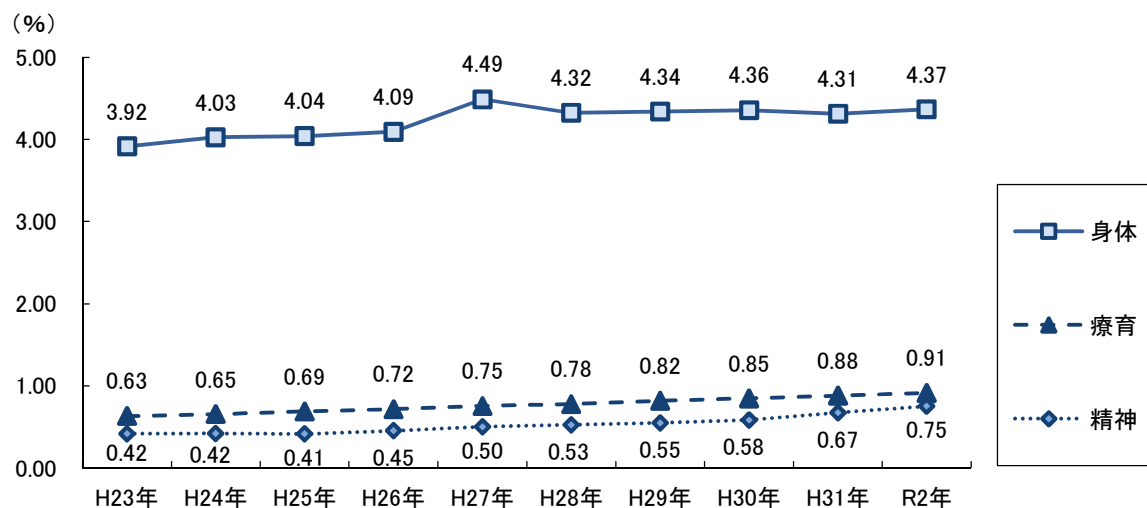
障害者手帳所持者数は増加傾向となっています。人口に占める障害者手帳所持者の割合は、身体障害者手帳所持者についてはほぼ横ばい、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者については増加傾向となっています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



資料：三木市障害福祉課（各年 3 月 31 日時点）

■ 人口に占める手帳所持者数の割合

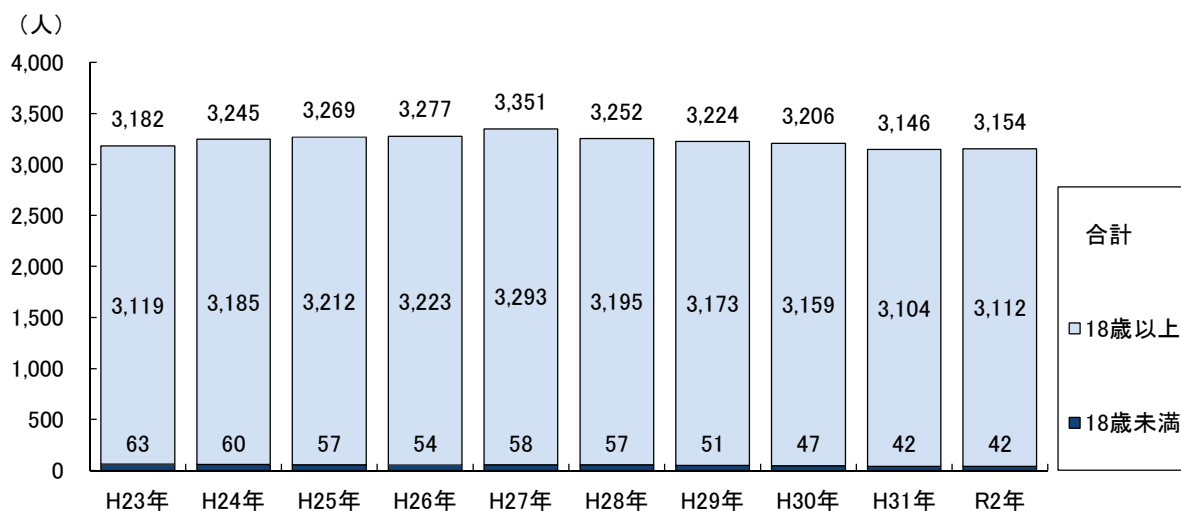


資料：三木市障害福祉課（各年 3 月 31 日時点）

(3) 身体障がいのある人

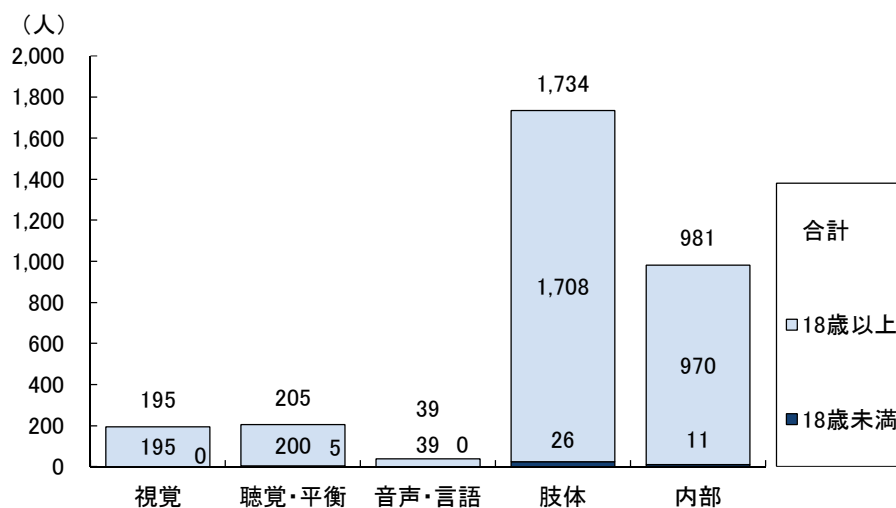
身体障害者手帳所持者数は、18歳以上、未滿ともに、やや減少傾向となっています。
障がい種別の内訳をみると、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいが多くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移



資料：三木市障害福祉課（各年3月31日時点）

■ 身体障害者手帳所持者数の障がい種別内訳



資料：三木市障害福祉課（令和2年3月31日時点）

判定区分別の身体障害者手帳所持者数をみると、全体では障がいの重い1級が最も多く、次いで4級が多くなっています。内部障がいのある人については1級の割合が特に多くなっています。

■判定区分別身体障害者手帳所持者数

(人)

区分	視覚		聴覚・平衡		音声・言語		肢体		内部		総数	
	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者	児	者
1級	0	59	0	8	0	1	17	303	6	607	23	978
2級	0	55	2	45	0	3	4	283	0	18	6	404
3級	0	13	0	28	0	23	1	288	3	123	4	475
4級	0	20	0	57	0	12	4	483	2	222	6	794
5級	0	25	0	0	-	-	0	253	-	-	0	278
6級	0	23	3	62	-	-	0	98	-	-	3	183
計	0	195	5	200	0	39	26	1,708	11	970	42	3,112

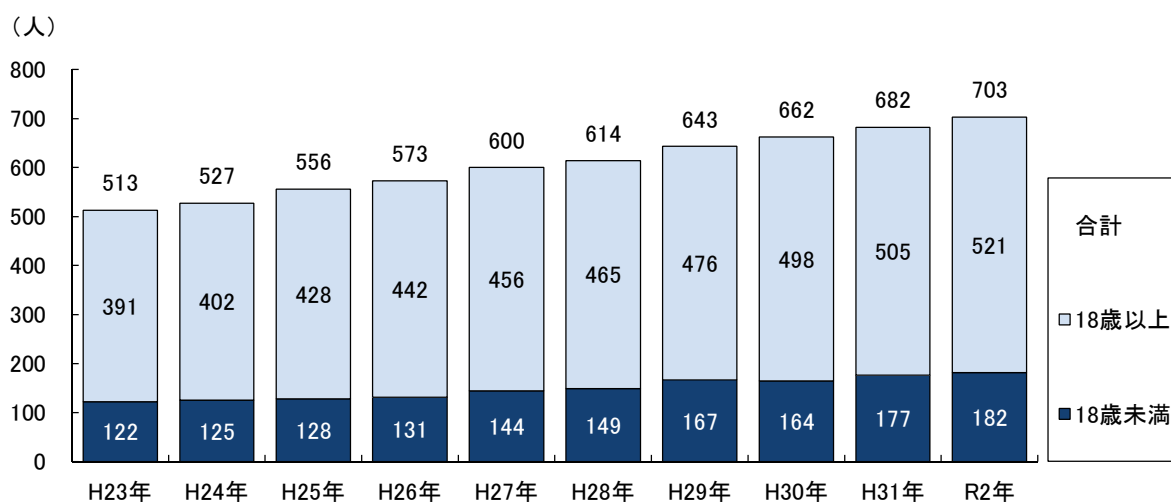
資料：三木市障害福祉課（令和2年3月31日時点）

(4) 知的障がいのある人

療育手帳所持者数は近年増加傾向です。18歳未満と18歳以上のいずれもが増加を続けています。

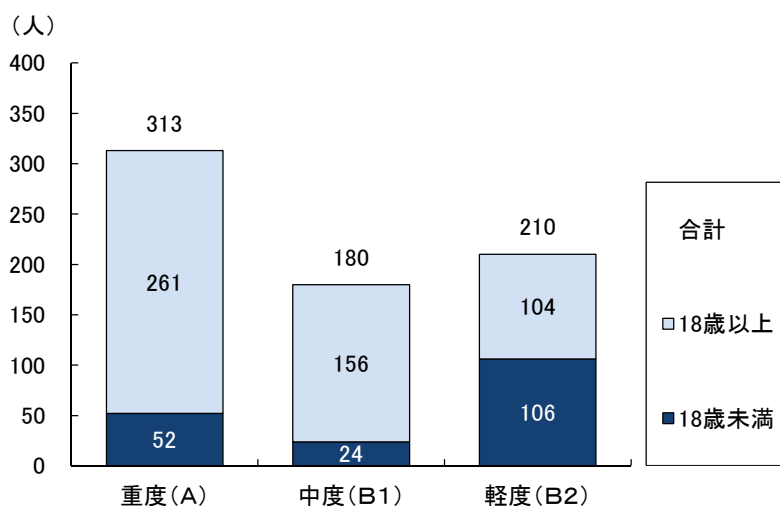
判定区分別の療育手帳所持者数をみると、全体ではA判定が最も多くなっていますが、18歳未満では、B2判定が最も多くなっています。

■療育手帳所持者数の推移



資料：三木市障害福祉課（各年3月31日時点）

■判定区分別療育手帳所持者数



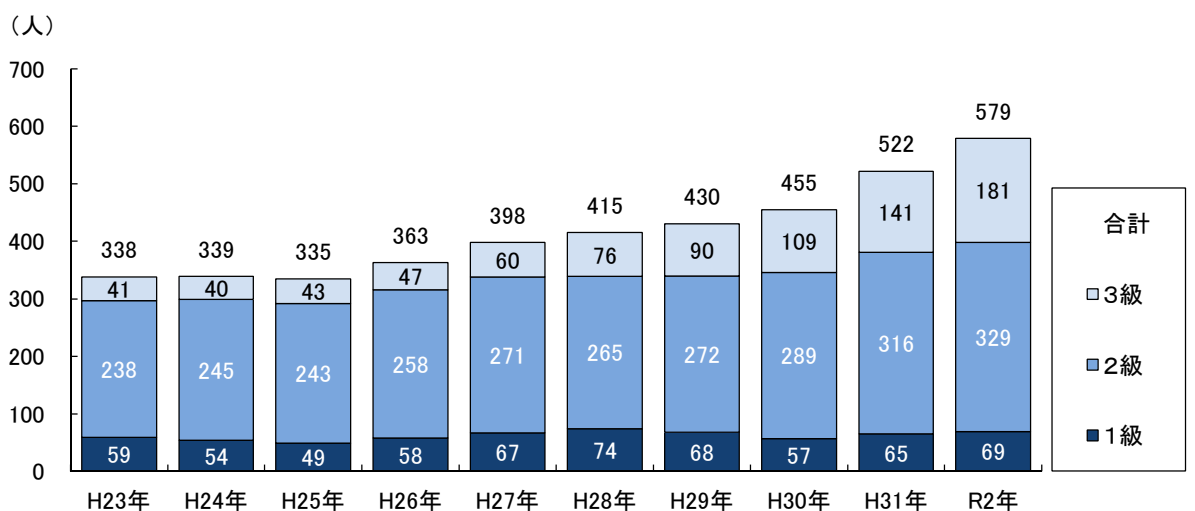
資料：三木市障害福祉課（令和2年3月31日時点）

(5) 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、近年増加が続いており、特に最近の数年は顕著な増加がみられます。

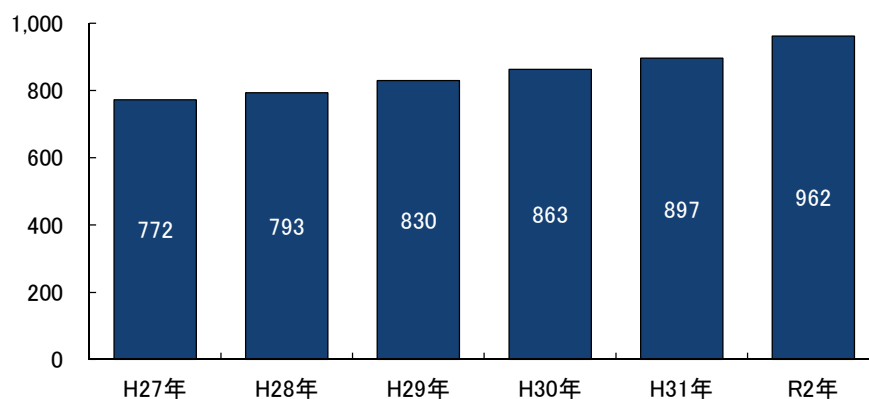
精神障がいのある人については、手帳を所持していない人も少なくないことから、自立支援医療（精神通院）の受給者数についても併せて確認する必要があります。精神障害者保健福祉手帳所持者数と比較すると、約400人程度多く推移しており、同様に近年は増加傾向となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：三木市障害福祉課（各年3月31日時点）

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



資料：三木市障害福祉課（各年3月31日時点）

3. 各種調査結果からみる三木市の現状

(1) 調査の概要

第5期障害者基本計画、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定にあたり、本市に居住する障がいのある人や支援を必要とする子どものニーズ、市民の意識の現状、効果的な施策推進に向けた課題等を明らかにし、今後の本市の障がい福祉施策を推進していくための基礎資料とするため、各種のアンケート調査を実施しました。

また、障害福祉サービス事業所や当事者団体からみた本市の現状や課題についての意見を集めるため、市内で事業・活動を行う団体・事業所を対象とした調査を実施しました。

各調査の概要は下表の通りです。

また、主な調査結果について、次ページ以降にまとめています。

■各種アンケート調査の概要

① 障がいのある方に関するアンケート

- ◇調査期間：令和2年3月31日～4月30日
- ◇調査対象：三木市に居住する19歳以上の障がいのある方2,699人（70歳未満は全員を対象とし、70歳以上は「支援の必要な子どもに関するアンケート」との合計がおおむね3,000になるように無作為抽出）
- ◇調査方法：郵送によって調査票を配付し、回収は郵送またはインターネットを通じた回答のいずれかを回答者が選択する方式で実施。
- ◇回収率：配布2,699、有効回収1,430、有効回収率53.0%

② 支援の必要な子どもに関するアンケート

- ◇調査期間：令和2年3月31日～4月30日
- ◇調査対象：三木市に居住する18歳以下の障がいのある方（またはその保護者）の全員（323人）
- ◇調査方法：郵送によって調査票を配付し、回収は郵送またはインターネットを通じた回答のいずれかを回答者が選択する方式で実施。
- ◇回収率：配布323、有効回収139、有効回収率43.0%

③ 共生社会に関する市民意識アンケート

- ◇調査期間：令和2年3月31日～4月30日
- ◇調査対象：三木市に居住する19歳以上の市民3,006人（無作為抽出、「障がいのある方に関するアンケート」と重複あり）
- ◇調査方法：郵送によって調査票を配付し、回収は郵送またはインターネットを通じた回答のいずれかを回答者が選択する方式で実施。
- ◇回収率：配布3,006、有効回収1,161、有効回収率38.6%

④ 団体・事業所調査

- ◇調査期間：令和2年8月～9月
- ◇調査対象：市内で障がい福祉事業に携わる団体・事業所
- ◇調査方法：自由記述形式のヒアリングシートを34団体に配付。25団体より回答。

(2) 障がいのある方に関するアンケートの主な結果

- 本市の障がいのある人（障害者手帳を所持している人）については、身体障害者手帳を所持している人（「身体」）が最も多く、手帳所持者の71.4%、次いで療育手帳を所持している人（「療育」）が19.1%、精神障害者保健福祉手帳を所持している人（「精神」）が15.2%となっています。
- 「身体」は6割以上が65歳以上となっています。「療育」は59歳以下、「精神」は30歳から59歳が多くなっています。
- 平日の昼間の過ごし方については、65歳未満ではいずれの障がいでも「仕事をしている」が最も多く、「身体」と「精神」では「自分の家にいる」、「療育」では障がい者施設への入所と通所も多くなっています。
- 仕事をしている人については、「身体」と「精神」では「非常勤職員として勤務」が最も多く、「療育」では「就労継続支援B型事業所」が最も多くなっています。働き続けるために必要なことでは、「身体」では「自分にあった仕事であること」、「療育」と「精神」では「職場で障がい等に対する周囲の理解があること」が最も多くなっています。
- 将来希望する暮らし方については、いずれの障がいについても、「自宅で家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。「療育」では「グループホーム※等で暮らしたい」「障がい者施設に入所したい」、「精神」では「ひとりで暮らしたい」もやや多くなっています。
- 住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにあれば良い支援については、「必要な障害福祉サービスが適切に利用できる」が最も多くなっています。「身体」では「在宅で医療的ケア※などが適切に受けられる」、「療育」と「精神」では「生活に必要なお金・収入」がそれぞれ最も多くなっています。
- 不安や悩みごと、困ったことが起きたとき相談する相手について、「精神」で「いない」が9.9%となっています。相談相手については、「家族や親せき」が最も多く、次いで「身体」と「精神」では「医師・看護師・医療関係者」、「療育」では「通所・入所施設の職員」となっています。
- 差別や偏見を感じたことについては、「よく感じる」「時々感じる」とともに、「身体」が最も少なく、「精神」が最も多くなっています。感じる場面については、全体では「公共の乗り物を利用した際」が最も多く、次いで「近所付き合い」「地域の行事ごと」が多くなっています。「身体」と「療育」では「公共の乗り物を利用した際」が最も多く、「精神」では「近所付き合い」が最も多くなっています。「療育」では「お店での対応」も4割を超えています。

- 災害発生時の一人での避難については、「身体」と「精神」の約2割、「療育」の約半数が「できない」と回答しています。「わからない」もそれぞれ2割程度の回答があります。近くで助けてくれる人については、「身体」と「療育」の約3割、「精神」の45.3%が「いない」と回答しています。
- 災害発生時に困ることについては、「療育」では「どこでどんな災害が発生したかがすぐにわからない」、「精神」では「必要な薬が手に入らない、治療が受けられない」が5割を超えて特に多くなっています。また「療育」では「他の人と意思疎通がうまく取れない」も4割を超えて多くなっています。
- 計画相談支援を利用しているのは、何らかの障害福祉サービス等を利用している人の中では、「身体」の49.5%、「療育」の77.7%、「精神」の69.5%となっています。相談支援事業所の支援にはいずれの障がいも7割台が「満足」または「やや満足」と回答しています。「やや不満」「不満」は少数ですが、その理由として「必要とする情報の提供が受けられない」「自分が望む生活を含むニーズについてしっかり話をきいてもらえない」が多くなっています。
- 利用している障害福祉サービス等については、「身体」では「補装具費の支給」、「療育」では「生活介護」、「精神」では「就労継続支援B型」がそれぞれ最も多くなっています。「療育」では「施設入所支援」「就労継続支援B型」「短期入所」「移動支援」は1割以上が利用しています。将来利用したいと思うサービスについては、現在の利用状況とほぼ同様ですが、「身体」の「居宅介護」、「療育」の「共同生活援助」は現在利用しているサービスと比べて10ポイント以上多い回答があり、将来的なニーズが大きいことがうかがえます。
- 障がい福祉に関する用語の認知については、「内容も含め知っている」が最も多い「成年後見制度※」で21.5%、それ以外の言葉については1割前後にとどまっています。「療育」と「精神」では全体的に言葉の認知度が低くなっており、「精神」の「成年後見制度」を除くと「知らない」が半数を超えています。
- 行政の取組については、「年金や手当などの収入の保障」「障害福祉サービス」「困ったときにいつでも相談できる窓口」の回答が多くなっています。「身体」では「体調の急変に対応してくれる医療」「療育」では「安心して外出できるようなまちづくり」「精神」では「働くことができる一般の会社を増やす」についても4割を超える回答があります。

(3) 支援の必要な子どもに関するアンケートの主な結果

- 支援の必要な子どもについて、父母のうちいずれかのみと同居しているのが15.1%（うち母親のみは12.9%）となっています。
- 支援の必要な子どものうち、身体障害者手帳を所持しているのが11.5%、療育手帳が40.3%、精神障害者保健福祉手帳を所持しているのが0.7%で、全体では44.6%が障害者手帳を所持しています。

- 就学状況については、小学校段階では特別支援学級と通常学級が多くなっていますが、中学校段階では通常学級の割合が減少し、高等学校では特別支援学校への通学が多くなっています。
- 障がいや発達課題などについての相談先については、「発達相談、発達教育相談」が66.2%で最も多く、次いで「家族・親族」が59.0%となっています。現在相談している、または相談したいと思っていることについては、「子どもの教育・学習」が63.3%で特に多くなっています。
- 計画相談支援については、73.4%が利用していると回答しています。相談先に関する不満については、80.4%が「特に不満はない」と回答しています。不満について回答されたものの中では、「面談や支援につながるまでに時間がかかる」が最も多くなっています。
- 現在利用している福祉サービスについては、「放課後等デイサービス」が52.5%（小学校段階では82.0%）で最も多く、次いで「児童発達支援」が20.1%（就学前では90.0%）、「保育所等訪問支援」が13.7%となっています。
- 福祉サービスについては、「満足している」と「ほぼ満足している」と合計すると78.8%となっています。一方、「あまり満足していない」または「満足していない」と回答した人は15.0%となっており、その理由として「利用者負担が大きい」「利用できるサービスが少ない」が多くなっています。
- 福祉サービスを今後利用するにあたり困っていることについては、30.2%が「ある」と回答しています。
- 子どもの障がいについて家庭で必要とする支援については、「コミュニケーション」が50.4%で最も多く、次いで「自宅での学習の手助け」が46.0%、「外出」が39.6%となっています。
- 現在の生活に必要なと思われる支援については、「普段安心して子どもを預けられる場所」「困ったときに利用できる福祉サービス」「障がいや発達支援に関する地域や周囲の理解」「困ったときに相談できる人、場所」がいずれも4割台が多くなっています。
- 子どもの発達支援にとって必要なことについては、「関係機関（教育・医療・福祉）の連携」が70.5%で最も多く、次いで「通所による専門家の療育」が59.7%となっています。
- 発達支援に関する講演会や勉強会等については、「参加したい」が24.5%、「都合が合えば参加したい」が61.2%となっており、8割以上が参加に肯定的な回答となっています。参加したい講演会や勉強会の内容については、「発達支援に関する専門家の研修会」が44.6%で最も多く、次いで「保護者同士の勉強会や交流会」が28.9%となっています。
- 災害時にひとりで避難することについては、「できない」が60.4%、「わからない」が19.4%となっており、「できる」は19.4%にとどまっています。
- 災害時対策として優先すべきだと思うものについては、「福祉避難所の整備」が56.8%で最も多く、次いで「避難所などへ誘導する支援体制の充実」が48.9%、「災害・避難に関する情報の確保」が44.6%となっています。
- 今後、最優先で取り組んでほしいことについては、「障がいがあっても働ける場の確保」が63.3%で最も多く、次いで「発達障害※、高次脳機能障害※に対する支援」が53.2%、「障がいについて理解を深めるための活動の充実」が45.3%となっています。

(4) 共生社会に関する市民意識アンケートの主な結果

- 身近に障がいのある人の有無については、「いる・いた」と「いない」が4割台でほぼ同数となっています。4.9%は「自分自身に障がいがある」と回答しています。
- 障がいのある人と気軽に話したり、手助けをしたことについては、「している」が41.6%、「機会があればしたい」は37.4%となっています。「あまりしたくない」「すべきでない」「しない」の合計は18.3%となっています。
- 障がいのある人が施設や病院を出て地域で暮らすことについては、「賛成」が31.9%、「どちらかといえば賛成」と合計すると約7割が肯定的に回答しています。「反対」または「どちらかといえば反対」は計5.2%、「わからない」が20.4%となっています。
- 障がいのある人が地域で暮らすことについて、大きな課題になると思うことでは、「食事、お風呂、トイレなどの身の回りのこと」が60.6%で最も多く、次いで「体調の管理や病院への通院」が59.2%、「災害時の対応」が57.6%となっています。
- 障がいを理由とする差別や偏見については、「あると思う」が32.4%、「少しはあると思う」と合計すると、76.4%が差別や偏見があると思うと回答しています。
- 差別や偏見等を受けているのを見たり聞いたりしたことについては、「ある」が41.1%、「ない」が40.7%で、ほぼ同数となっています。見聞きした場面については、「学校や職場での人間関係」が49.3%で最も多く、次いで「仕事や収入」が45.7%となっています。
- 障がい福祉に関する言葉について、「内容も含め知っている」という回答が最も多かったのは「バリアフリー※」で78.1%、次いで「発達障害」が50.0%でした。一方で、「障害者差別解消法」「合理的配慮※」「三木市共に生きる手話言語条例」は「内容も含め知っている」が2割以下となっています。
- 災害時の障がいのある人の避難所利用については、「障がいの有無に対して不安に思わない」が34.7%であるのに対し、「障がいの有無に対して少し不安がある」が45.9%、「障がいの有無に対して不安がある」が8.7%となっており、半数以上の人が何らかの不安を感じていると回答しています。
- より充実させる必要がある施策については、「障がいに応じた職業訓練や雇用の確保」が54.2%で最も多く、次いで「支援体制や教育」が48.8%、「障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」が43.7%となっています。

(5) 団体・事業所調査の主な結果

- 療育・教育・保健・医療等については、肢体不自由のある子どもや重症心身障がいのある子どもが通院やリハビリ、補装具作成などで遠方にいく必要がある、重症心身障がい児が利用できる施設が少ないといった、重症心身障がい児への支援の不足について複数指摘されています。また、医療的ケア児の支援、放課後等デイサービスの定員の確保、学校における福祉教育・交流教育の推進の必要等についても指摘されています。

- 生活環境・防災等については、福祉避難所の現状では市内の障がいのある方の大半が避難することは難しい、避難所での障がいのある人の専用スペースが必要、マイプランの作成、要援護者の把握、高齢者や障がい者が参加できる避難訓練の実施の必要性等、災害時の対応や避難の方法、避難所の整備について多くの指摘があります。高齢になった障がい者の支援、歩道の整備、住居の確保の困難さ等についても意見が寄せられています。
- 障害福祉サービス等については、相談支援事業所不足のため、隣接地域の事業所に行く人が多い、三木市内の事業者で計画作成となっているケースが少なく感じるといった、相談支援事業所の不足についての多くの指摘があります。生活介護などの重度障がい者が利用できるサービスの不足についても複数の意見があり、グループホームの整備の必要、他機関や住民との連携の促進、障害福祉サービス等の情報が、必要とする人や世帯に届きやすい取組の必要性等についても意見が寄せられています。
- 就労・雇用・社会参加については、自力で通勤できないために働けなかったり、食事やトイレの介助が必要なために働けない人も多い、送迎などの家族負担を考えた場合、就労先の選択肢が少ないといった就労のための移動等の支援の必要について、複数の指摘があります。また、就職先の少なさについても複数の意見があります。外出の支援や地域で障がい者が社会参加できる場づくりの必要性についても意見が寄せられています。
- ボランティアや市民活動の促進、関係機関とのネットワークについては、ボランティアが不足しているという声や参加を働きかけるための取組について複数指摘されています。教育や医療の関係機関等が幅広く連携協力し合える関係づくりや、同種事業所間での交流やネットワークの必要性についてそれぞれ複数の意見があります。
- 三木市の障がい者支援に関して特に重点的に取り組むべき課題については、障がい者本人や家族の高齢化への対応として、グループホームやショートステイの拡充が必要という意見が多くなっています。医療的ケアを必要とする人の支援についても複数の指摘があります。就労支援の充実、地域生活の支援等についても意見が寄せられています。
- 三木市の障がい児支援に関して特に重点的に取り組むべき課題については、障がい児の保護者への支援の充実や、学校園と事業所の連携の必要性についての意見が多くなっています。
- 今後、団体として特に取り組みたいと考えていることについては、一般就労*の拡充について取り組みたいという意見が多くなっています。また、放課後等デイサービスの充実・拡充やグループホームの開設、地域との関係づくりについても複数の回答があります。
- 多くの団体・事業者からの回答の中で数多く言及されていた点として、障害福祉サービスの担い手となる職員の確保が困難となっている状況について、自立支援協議会の役割の重要性について、新型コロナウイルス感染症対策に関して現在発生している問題や、今後の対応や体制整備が求められること等について、それぞれ多くの意見が寄せられており、多くの団体・事業所において大きな課題として認識されていることが示されています。

4. 本市の障がい福祉施策の課題

各種調査の結果等を踏まえた本市の障がい福祉施策の課題については、次のようにまとめることができます。

(1) 障がいのある人の生活の支援について

- 将来希望する暮らし方については、親元を離れての生活の支援が全国的な課題となっていますが、希望の多いグループホーム等の確保やひとりで暮らせる環境の整備が引き続き課題となります。
- 精神障がいのある人については、不安や悩みごと、困ったことが起きたときに、相談する相手が「いない」がやや多くなっており、「近所付き合い」や「地域の行事ごと」で差別や偏見を感じたという回答が多くなっているなど、地域において孤立しやすい状況にあることがうかがえる結果が示されています。
- 市民対象のアンケートでは、障がいのある人と話したり手助けしたりすることや、障がいのある人が施設や病院を出て地域で暮らすことについては、肯定的な回答が多くなっている一方で、差別や偏見があると思うという回答も多くなっており、障がいのある人の避難所利用にも不安を感じている人も半数を超えています。引き続き、差別や偏見の解消に向けた取組や、障がいのある人が地域で孤立しないための取組が課題となります。

(2) 障害福祉サービスについて

- アンケート調査では、相談支援事業所の支援については、多くの人が満足していると回答しています。一方で少数ですが、「必要とする情報の提供が受けられない」「自分が望む生活を含むニーズについてしっかり話をきいてもらえない」（以上障がいのある人）や、「面談や支援につながるまでに時間がかかる」（支援の必要な子ども）という回答があります。事業所・団体調査では相談支援事業所の不足について多くの指摘があり、身近に支援を受けられる体制づくりについて課題となっています。
- 障害福祉サービス等については、現在の利用と将来的な利用希望との間に差があるものについては、潜在的なニーズがあると考えられますが、特に身体障がいのある人の「居宅介護」、知的障がいのある人の「共同生活援助（グループホーム）」は現在利用しているサービスと比べて10ポイント以上多くの利用希望が示されており、ニーズが大きいことがうかがえます。共同生活援助（グループホーム）の確保は全国的な課題となっており、地域における自立した生活の促進に向け、整備が必要となっています。
- 支援の必要な子どもについては、「放課後等デイサービス」「児童発達支援」の利用が多くなっています。一方で、福祉サービスを今後利用するにあたり困っていることが「ある」という回答が約3割あり、それ以外の利用可能な福祉サービスについて周知の必要があります。

(3) 災害時の支援について

- 障がいのある人の、災害発生時の一人での避難については、身体障がいのある人と精神障がいのある人の約2割、知的障がいのある人の約半数が「できない」と回答しており、近くで助けしてくれる人については、身体障がいのある人と知的障がいのある人の約3割、精神障がいのある人の45.3%が「いない」と回答しています。支援を必要とする子どもについても、一人での避難が「できる」は2割以下にとどまっており、家族等が支援できない場合の誘導や情報提供等の避難対応が課題となっていることが示されています。
- 要援護者の支援体制の確保や避難所の整備等については、団体・事業所調査においても多くの指摘があり、今後の課題となります。
- 災害発生時には必要な支援の確保が課題になる人が多くなっており、市民の間でも障がいのある人の避難所利用について不安を感じる人が多くなっていきます。理解促進が課題となると同時に、必要な支援を受けられる福祉避難所の確保も進めていく必要があります。

(4) 就労・社会参加の支援について

- アンケート調査では、障がいのある人の就労状況については、「非常勤職員として勤務」や「就労支援事業所」が多くなっており、安定した雇用を増やしていくことが引き続き課題となっています。働き続けるために必要なことでは、「自分にあった仕事であること」と同時に、「職場で障がい等に対する周囲の理解があること」が多くなっており、改正障害者雇用促進法を受けた企業等における理解の促進や合理的配慮の提供も求められます。
- 就労にあたっての支援の充実や、就職先の拡大についても今後の課題となります。改正障害者雇用促進法の周知とあわせて、取組の充実が求められます。
- 団体・事業所調査では、外出の支援や地域で障がい者が社会参加できる場づくりの必要についても意見があります。障害者文化芸術推進法の施行や障がい者スポーツへの関心の高まり等を踏まえ、今後取組の充実が求められる分野です。

(5) 意思疎通支援^{*}や差別解消・権利擁護の取組について

- 障がい福祉に関する言葉については、特に近年の法整備に関わる用語について、いずれのアンケートにおいても認知度が低い結果となっています。とりわけ「三木市共に生きる手話言語条例」は認知度が低く、本市の取組について広報が課題となっています。
- 障害者差別解消法やその施行によって行政・事業者提供が求められる合理的配慮などは障がいの有無にかかわらず市民が広くその内容を理解し、障がいのある人の社会参加を保障していくことが求められます。また、成年後見制度や障害者虐待防止法等の権利を守る制度についても、当事者がその内容について知る機会を確保していくことが課題となります。

第Ⅱ部

第5期三木市
障害者基本計画

第3章 目指す将来像と基本目標

1. 目指す将来像

(1) 本計画の目指す将来像

本市では、障がいのある人が地域の一員として生涯安心して当たり前暮らし、誰もがともに支え合う社会の実現を目指して障がい福祉施策を展開してきました。第5期三木市障害者基本計画においても、第4期基本計画における基本理念として示された将来像を引き継ぎ、障がいの有無にかかわらず三木市民誰もが相互に人格と個性を尊重され、等しく社会参加する共生社会の実現に向け、施策の一層の推進に取り組みます。

■三木市障害者基本計画の目指す将来像

**誰もがいきいきと輝き、
共に安心して暮らせるまち 三木**

誰もがいきいきと輝き、その人らしく自立して暮らせるまちづくりに向け、就労・雇用・教育・医療・福祉・地域活動をはじめ、社会生活のあらゆる場面において、障がいのある人の権利が尊重され、社会参加の機会が促進されるよう、さらなる取組を進めます。

障害者基本法では、障がいを本人の心身機能の障がいのみでとらえるのではなく、「社会的障壁（障がい者にとって日常生活や社会生活を営むうえで支障となる物理的、制度的、観念的その他の一切のことがら）」という社会との関係性によってとらえています。障がいのある人の自立や社会参加を妨げる社会的障壁の除去・軽減のため、可能な限り必要な配慮や調整を行う合理的配慮を社会全体に広げていくことは、すべての障がい福祉施策に共通する指針となります。

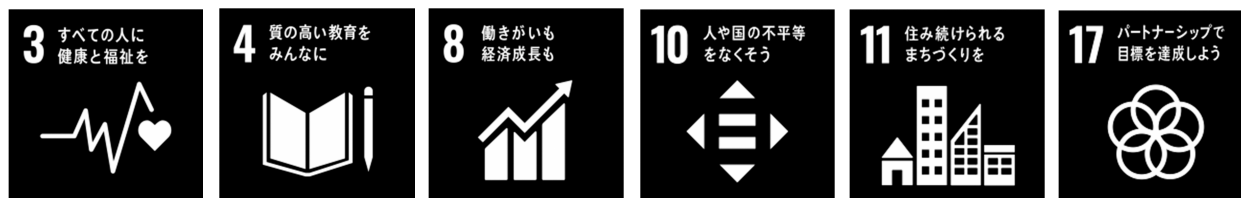
また、障がいのある人が地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの人格と個性が認められ、違いや多様性が尊重される地域社会をつくるのが、共に安心して暮らせるまちの実現につながります。誰もが社会の一員として認められ、互いに支え合うことのできる環境の整備に取り組みます。

(2) 障がい福祉の推進とSDGs※

国際連合においては、開発分野における国際社会共通の課題である持続可能な開発の推進に向け、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、令和12年(2030年)までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標としてSDGs(エスディージーズ:持続可能な開発目標)を定めています。これは、17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことをうたい、発展途上国のみならず、すべての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。わが国においても、2016年に「SDGs推進本部」を設置し、2019年には『SDGsアクションプラン2020』を決定するなど、施策の充実が図られています。

本市においても、SDGsの実現は、行政分野の枠をこえて全庁的に取り組むべき指針として位置づけています。誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの理念は、障がい福祉においても共有されるべき考え方であり、17のゴールのうち、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」については、特に本計画と関連の深いテーマとなっています。こうした目指す方向性を同じくするSDGsの実現について、本計画全体を通じて取り組んでいくものとします。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2. 基本目標（施策の柱）

目指す将来像の実現に向け、次の3つの基本目標を設定し、それぞれを分野別の柱として、施策の展開を図ります。

基本目標1：自立した生活を支える支援体制の整備

障がいのある人が身近な地域の中で、ライフステージ※に応じて自ら選択し、自立した生活を安心して送ることができるよう、一人ひとりの希望や支援のニーズに沿いながら、相談支援や情報提供を行うとともに、福祉、保健・医療等のそれぞれのサービスの充実を図ります。入院・入所施設からの地域生活への移行※を支援するとともに、地域生活支援拠点の設置等、地域における総合的な生活支援体制の整備を目指します。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 障害福祉サービス等の充実 | (3) 保健・医療の充実 |
| (2) 相談支援体制の充実 | (4) 社会参加の促進に向けた支援の充実 |

基本目標2：自分らしく生きるための支援の充実

障がいのある人の能力や可能性が最大限に発揮され、自分らしく生きることができるよう、教育・療育や就労の支援が求められます。支援を必要とする子どもとその家族が早期から支援を受けられる体制づくりや、インクルーシブな環境を確保しながら一人ひとりの個性や能力を伸ばせる教育環境の整備、自分らしく就労し社会参加できるための支援の充実に取り組みます。

- | | |
|---------------|---------------------|
| (1) 障がい児支援の充実 | (3) 就労機会の拡充 |
| (2) 教育支援体制の充実 | (4) スポーツ・文化芸術活動等の推進 |

基本目標3：いきいきと共に暮らせる地域社会の形成

共生社会の実現に向け、一人ひとりの権利が尊重され、住み慣れた地域で孤立することなく暮らすことのできる地域づくりを推進します。地域や関係団体と連携した権利擁護の仕組みづくりや、共生社会の実現に向けた市民の理解促進、災害時の支援体制の整備等に取り組みます。障がい者や家族の参加の機会を確保するとともに、支え合う社会づくりに向けた環境づくりを行います。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| (1) 福祉のまちづくりの推進 | (3) 人権の尊重と権利擁護の推進 |
| (2) 安全・安心な地域環境づくり | (4) 共生社会づくりに向けた連携・協働 |

3. 施策体系

誰もがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち 三木

基本目標 1：自立した生活を支える支援体制の整備

(1) 障害福祉サービス等の充実	①障害福祉サービス事業の充実
	②地域生活支援事業の充実
	③各種の生活支援事業の充実
(2) 相談支援体制の充実	①相談支援の充実
	②地域自立支援協議会の機能の強化
	③地域移行支援体制の充実
(3) 保健・医療の充実	①障がいの早期発見・早期支援の推進
	②適切な保健・医療の利用支援
	③医療機関との連携による地域包括ケアの体制づくり
(4) 社会参加の促進に向けた支援の充実	①行政サービスにおける合理的配慮の充実
	②コミュニケーション支援の充実
	③盲導犬・介助犬等の普及促進

基本目標 2：自分らしく生きるための支援の充実

(1) 障がい児支援の充実	①就学前教育・保育の充実
	②児童の発達支援
(2) 教育支援体制の充実	①教育施策の充実
	②インクルーシブ教育システムの構築
	③相談・支援体制の強化
(3) 就労機会の拡充	①障がい者雇用・就業の促進
	②事業所等への啓発活動の推進
	③福祉的就労等の支援
(4) スポーツ・文化芸術活動等の推進	①スポーツ活動の推進
	②文化芸術活動の推進
	③読書バリアフリーの推進

基本目標 3：いきいきと共に暮らせる地域社会の形成

(1) 福祉のまちづくりの推進	①建築物のバリアフリー化の推進
	②住宅のバリアフリー化の推進
	③移動・交通対策の推進
(2) 安全・安心な地域環境づくり	①災害時要援護者支援体制の整備
	②情報提供・通信体制の充実
	③防災のまちづくり
(3) 人権の尊重と権利擁護の推進	①福祉・人権教育の推進
	②人権啓発と差別の解消に向けた取組の充実
	③権利擁護の推進
(4) 共生社会づくりに向けた連携・協働	①ボランティア・市民活動の促進
	②当事者の参加の推進
	③周辺自治体との連携

第4章 施策の展開

基本目標1：自立した生活を支える支援体制の整備

(1) 障害福祉サービス等の充実

①障害福祉サービス事業の充実

障がい者・児が、住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加と自立を促進するため、利用できるサービス内容や施設・事業者に関する情報など、サービスの選択に必要な情報を提供します。また、障がい児が児童福祉法に規定される地域で利用することのできる障害児通所支援についても、サービスの選択に必要な情報を提供します。事業所等の関係機関と連携し、必要なサービスが必要なときに利用できるよう、福祉サービス等の質と量の確保に努めます。

主な事業

- 障害福祉サービスの実施
- 障害児通所支援の実施

※「主な事業」の概要については、第4章「計画に基づいて実施する主要事業の概要」(37～49ページ)に記載しています(以下同様)。

②地域生活支援事業の充実

障がい者・児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて地域生活支援事業を実施することにより、障がい者・児の福祉の推進に努めます。

主な事業

- 地域生活支援事業の実施(必須事業・任意事業)

③各種の生活支援事業の充実

障がい者・児が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の状況に応じて様々な支援事業を実施することにより、障がい者・児の福祉の推進に努めます。

主な事業

- 福祉タクシー等の利用助成
- 障害児入浴サービス事業の実施

(2) 相談支援体制の充実

①相談支援の充実

地域の障がい者・児に関する相談支援の拠点として「三木市障害者基幹相談支援センター」を設置し、総合的な相談業務を中心に行うとともに、地域や他機関等が実施する障がい者等に関する各種専門相談機関との連携体制を強化し相談体制の充実を図ります。また、手話を言語とされる方の相談支援を行うため手話通訳者等を活用した相談を実施します。

障がいのある人が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、幅広い相談に応じるとともにニーズに応じたきめ細かいサービスを総合的・効果的に提供できるよう相談業務の充実を図ります。

主な事業

- 三木市障害者基幹相談支援センターの設置
- 障がい者就労相談の実施

②地域自立支援協議会の機能の強化

障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うために、協議会を設置し、市内事業所、各種団体との連携を図ります。市内で活動する事業者・団体のつながりを深め、適切な支援の実施につなげるとともに、教育・医療・介護等の関係機関と連携することで、相談支援の質の向上や困難事例への対応の強化を図ります。

また、北播磨圏域の市町、事業所で定例的に開催される北播磨障がい福祉ネットワーク会議等への参画・運営など広域的な連携の強化に努めます。

主な事業

- 三木市障害者（児）地域自立支援協議会の設置
- 北播磨障がい福祉ネットワーク会議への参画・運営

③地域移行支援体制の充実

県・関係機関・地域自立支援協議会等と連携して、病院・施設等に入院・入所している障がい者に対し、地域生活移行に関する情報提供や、支援体制の構築に取り組みます。

主な事業

- 地域移行・地域定着支援事業の実施

(3) 保健・医療の充実

①障がいの早期発見・早期支援の推進

「健康プランみき21」等に基づき、妊産婦から高齢者までの健康教育、保健指導、健康診査等を推進し、障がいの早期発見と適切な支援への接続を図ります。

できるだけ早期に適切な療育につながるよう、発達支援に関する相談体制を充実させるとともに、関係機関の連携を強化し、将来を見据えた支援に努めます。また、障がいの原因となる疾病予防のため、健康教育や健康診査、健康相談、訪問指導等を通して啓発を行うとともに利用しやすい体制を検討します。

主な事業	○療育連絡会 ○「健康プランみき21」に基づく各種健（検）診事業等の実施啓発活動の推進
------	------------------------------------------------

②適切な保健・医療の利用支援

疾病予防を含めた適切な医療を継続して受けることができるよう、医療体制の確保に努めるとともに、医療費の助成を実施します。

主な事業	○自立支援医療費（更生医療・育成医療・精神通院医療）の支給 ○特定疾病の公費負担
------	---------------------------------------------

③医療機関との連携による地域包括ケアの体制づくり

障がいのある人の日常生活の障壁を取り除くため、精神障がい者に対する福祉施策をさらに推進し、各関係機関のネットワークづくりを進めながら、保健・医療との連携のもと、地域移行と自立生活の支援に努めます。

主な事業	○精神障がい者の地域生活への移行に向けた地域移行・地域定着支援事業の実施
------	--------------------------------------

(4) 社会参加の促進に向けた支援の充実

①行政サービスにおける合理的配慮の充実

職員が事務・事業を行うにあたっての不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供等について定めた「三木市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づく取組の徹底を図るとともに、障がいの状況に応じた情報提供やコミュニケーション手段の確保に努め、行政情報の提供や行政手続き等におけるアクセシビリティ[※]の向上と配慮の充実に努めます。

主な事業

- 「三木市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づく取組
- 手話通訳者、要約筆記者の設置

②コミュニケーション支援の充実

平成 26 年度に制定された「三木市共に生きる手話言語条例」に基づき、手話や聴覚障がい者に対する理解並びに普及、市民が手話による意思疎通や情報を得る機会の拡大、また、市民が意思疎通の手段として手話を選択することが容易にでき、かつ、手話を使用しやすい環境の構築、手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための施策を推進します。

また、聴覚や音声、言語機能の障がいのある方が、官公庁や病院、学校などで相手方との円滑な意思疎通を図るため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。視覚に障がいのある方には、点訳や朗読による広報の発行をしています。さらに、災害・緊急時の情報伝達に備えて、専門的技術を有する手話通訳者や要約筆記者の確保及びボランティア等の派遣・協力体制を確立していきます。

主な事業

- 三木市共に生きる手話言語条例の普及、啓発
- 三木市意思疎通支援事業の推進

③盲導犬[※]・介助犬[※]等の普及促進

盲導犬・介助犬等の普及と活動に対する市民の理解と合意を高めるとともに、盲導犬・介助犬等の利用者の外出が円滑にできるように支援します。

主な事業

- 盲導犬・介助犬 等の普及・啓発

基本目標 2：自分らしく生きるための支援の充実

(1) 障がい児支援の充実

①就学前教育・保育の充実

支援を必要とする子どもの就学前教育・保育の機会の確保に向け、専門機関と連携した支援の充実を図ります。

主な事業

- 障がい児教育・保育事業の充実
- 巡回相談の実施

②児童の発達支援

支援を必要とする子どもの育成に関し、身近な地域における療育体制を充実していくため、できるだけ早期に適切な支援につながるができるよう、発達支援に関する事業の拡充に努めるとともに、各種施設や関係機関の持つ知識・技能を家庭療育に活かせるよう、家庭に対する支援を行います。

主な事業

- 障害児通所支援事業の充実
- 親子発達支援教室事業

(2) 教育支援体制の充実

①教育施策の充実

支援を必要とする子どもが自身の可能性を伸ばし、将来地域において自立した生活を送るために、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援計画のもと、適切な指導・支援に努めます。支援が必要な子どもにとって、適切な就学先が決定されるようにするため、就学相談体制の充実を図ります。

主な事業

- 特別支援教育の充実
- 進路指導に関する教育相談の充実

②インクルーシブ教育※システムの構築

共生社会の形成に向けて、特別支援学級に在籍する児童・生徒について、障がいの有無にかかわらず、共に学ぶ環境の確保に努めるとともに、小中学校等と特別支援学校の交流や小中学校等における福祉教育並びに障がい者理解の充実を図ります。

主な事業	○交流及び共同学習の充実
------	--------------

③相談・支援体制の強化

特別支援教育コーディネーターや通級指導担当教員による教育相談及び巡回指導、関係各課の相談窓口等、関係機関と連携した支援体制の強化を図ります。そのために、教育及び療育に関わる職員の専門性や指導力の向上に努めます。

主な事業	○教職員の専門研修講座の実施 ○特別支援教育コーディネーターによる調整
------	----------------------------------------

(3) 就労機会の拡充

①障がい者雇用・就業の促進

障がいのある人の雇用の充実を図るため、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携して、障がいの状況に応じた職業指導、ジョブコーチによる支援、職業紹介、就職先とのマッチング等を行うとともに、企業に対して障がいの種類・程度に対応しつつ、個別的な職業指導、職業紹介、その他相談に応じることのできる体制の充実を図ります。就労移行・就労継続支援事業所と連携し、一般就労における雇用の拡大を図るとともに、障がいに応じた就労機会の確保に努めます。

主な事業	○障害者就労支援員設置事業の実施 ○障がい者就労相談の実施 ○障害者職場体験事業（インターンシップ※事業）
------	-------------------------------------------------------------

②事業所等への啓発活動の推進

関係機関と連携し、市内事業所等に対し、障がいのある人が職業を通じて、働くことの意義と社会参加の重要性について理解の促進を図るとともに、障害者差別解消法や改正雇用促進法に基づく障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供義務について、周知・啓発に努めます。

主な事業	○障がい者を雇用する事業所への支援 ○市内事業所等への障がい者雇用の実態に関する訪問・調査活動
------	----------------------------------------------------

③福祉的就労[※]等の支援

一般就労が困難な人について、事業所等と連携して就労移行支援や就労継続支援等の就労機会の確保に努めます。

また、福祉的就労における工賃の向上に向け、三木市が定めた「優先調達方針」に基づき、市からの委託・発注の拡大による収入の向上を図ります。

主な事業	<ul style="list-style-type: none">○障がい者庁内作業所の運営○障害者優先調達推進法の推進○庁舎内における事業所等で作成された物の展示や物販の実施
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(4) スポーツ・文化芸術活動等の推進

①スポーツ活動の推進

障がいのある人の豊かな生活と健康の増進に向け、スポーツ・レクリエーション活動の機会の確保を図ります。また、学校・地域等において障がいの有無にかかわらず参加・交流することのできる障がいスポーツの普及・促進に取り組みます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none">○障がい者スポーツ大会の開催○有料公園施設の使用料の減免
------	---------------------------------------------------------------------------------------

②文化芸術活動の推進

障がいのある人の自己表現機会のひとつである文化芸術活動の機会の確保を図ります。また、文化芸術活動を通じた地域における交流や発表の場の確保等に取り組みます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none">○障害者週間に伴う事業所等の作品展示会開催
------	-----------------------------------------------------------------------

③読書バリアフリーの推進

読書バリアフリー法の施行を踏まえ、障がいのある人の読書活動へのアクセスを高めるため、利用しやすいメディア（点字図書・拡大図書・録音図書）の普及・充実等に取り組みます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none">○対面朗読の実施
------	----------------------------------------------------------

基本目標 3：いきいきと共に暮らせる地域社会の形成

(1) 福祉のまちづくりの推進

①建築物のバリアフリー化の推進

兵庫県福祉のまちづくり条例※に基づき、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された建築物等の整備を促進するため、建築物等の建築に際して事前に届け出を求め、整備基準に適合するよう、あるいは認定を求め、誘導的基準を満たすよう、必要な指導・助言・支援を行います。

主な事業

- 福祉のまちづくり重点地区整備の推進
- 新施設等への指導

②住宅のバリアフリー化の推進

障がいのある人が、できる限り住み慣れた地域で安心して快適な生活が営めるよう、住宅整備の改善や資金助成等に関する相談、助成等を支援していきます。

主な事業

- 障がい者住宅改造費の助成
- 障がい者等に配慮した既存市営住宅の設備等の改善

③移動・交通対策の推進

障がいのある人の外出や社会参加を促進するため、福祉タクシー等の利用助成や地域生活支援事業による移動支援事業の充実に努めます。

主な事業

- 福祉タクシー等の利用助成
- 移動支援事業の充実

(2) 安全・安心な地域環境づくり

①災害時要援護者※支援体制の整備

「三木市地域防災計画」に基づき、災害時要援護者の支援対策を整備するとともに、住民に対する意識啓発を行い、自治会単位で機能する横断的な防災組織や協力体制の整備、日頃からそれぞれの地域の民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、ボランティア等の活動を通じ、障がいのある人を含めた地域住民による危機管理・ネットワークが構築できるよう支援します。

主な事業	<ul style="list-style-type: none">○災害時要援護者支援○命のカプセル
------	----------------------------------------------------------------------------

②情報提供・通信体制の充実

障がいのある人は、様々な情報から隔絶されやすいため、情報提供・通信体制を充実していく必要があります。災害・緊急時の情報伝達に備えて、専門的技術を有する手話通訳者や要約筆記者の確保及びボランティア等の派遣・協力体制を確立していきます。また、聴覚や発話の障がいによる119番通報が困難な方のために、緊急通報システムの普及に努めます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none">○福祉のしおりの発行○緊急通報システムの充実
------	---------------------------------------------------------------------------------

③防災のまちづくり

障がいのある人を含めたすべての人々を災害から守るため、関係機関との連携を図るとともに、情報提供やコミュニケーション手段の充実を図っていきます。また、障がいのある人が参加できる防災訓練を実施していきます。

主な事業	<ul style="list-style-type: none">○防災情報マップの作成○自主防災組織の育成強化
------	----------------------------------------------------------------------------------

(3) 人権の尊重と権利擁護の推進

①福祉・人権教育の推進

障がい者に対する差別や偏見を取り除くため、理解促進や交流の場を拡充し、あらゆる機会を通じて教育や啓発を推進します。障がいのある人とない人が、お互い理解を深めるためには、幼少期からの福祉・人権教育が重要であることから、小・中学校の学校教育において、障がいのある児童・生徒との交流及び共同学習を実施するなど、お互いの人権を尊重し合い、正しい理解と認識を深める教育の推進に努めます。

福祉・人権教育を学校教育段階での実施にとどめることなく、偏見や差別を解消するため、福祉や人権に関する講演会を開催するなど、効果的な福祉・人権教育の推進に努めます。

主な事業

- 障がい者に関する人権教育・啓発の推進
- 福祉教育の推進

②人権啓発と差別の解消に向けた取組の充実

障害者権利条約や障害者基本法に基づく、共生社会の理念や、地域における生活の促進について、市民の理解の促進と差別の解消に向けた取組の充実を図ります。障害者差別解消法において、民間事業者においても合理的配慮の提供が努力義務とされていることを踏まえ、障がい者の社会参加のための社会的障壁を除去・軽減していくことの必要や、そのための合理的配慮の提供について、市民、地域団体、民間事業所等の幅広い理解と取組の拡大に向けた周知・啓発を行います。

主な事業

- 障害者差別解消支援地域協議会の設置

③権利擁護の推進

障がいのある人の人権が尊重され、不当な扱いを受けないよう、障害者虐待防止法に基づき、関係機関と連携して障がいのある人に対する虐待の防止に取り組むとともに、虐待の事案の発生に対する早期対応の体制を整備します。また、様々なサービスを適切に利用することが困難な人に対して、権利の擁護とサービスの利用等を支援するため、成年後見制度を推進するとともに、それを補完する取組として地域福祉権利擁護事業[※]の適切な運営を支援していきます。

主な事業

- 障がい者虐待相談窓口の設置
- 成年後見制度利用支援事業の実施

(4) 共生社会づくりに向けた連携・協働

①ボランティア・市民活動の促進

共生社会の実現に向けては、行政、事業者だけではなく、市民の自発的な活動の活性化も大切です。関係団体と連携しながら、ボランティア活動やNPO*等の市民の自主的・自発的な活動を支援します。

主な事業

○自発的活動支援事業の実施

②当事者の参加の推進

障がい福祉に関わる施策や事業、支援サービスのあり方を考える上で、障がいのある人自身が当事者の立場から意見を述べ、参画できる環境を作ることや、自らが支援サービスや事業の担い手として関与していくことは基本的に重要です。障がいのある人が中心となった当事者団体の活動支援に取り組むとともに、政策決定過程への参加の促進を図ります。

主な事業

○社会福祉審議会等の障がい福祉施策に係る会議への当事者団体等の参画

③周辺自治体との連携

北播磨圏域の市町や相談支援事業者、保健・医療・福祉関係機関、教育・労働関係機関などで構成する「北播磨障がい福祉ネットワーク会議」において開催される、障がい福祉の様々な仕組みづくりに関する会議等に参加するなど広域的な連携の強化に努めます。

主な事業

○北播磨障がい福祉ネットワーク会議
○播磨地域障害者福祉連絡会

計画に基づいて実施する主要事業の概要

基本目標 1：自立した生活を支える支援体制の整備

(1) 障害福祉サービス等の充実

事業名	概要	担当課
①障害福祉サービス事業の充実		
障害福祉サービスの実施	障害者総合支援法に基づき、居宅介護、短期入所、日中活動支援（生活介護等）、施設入所支援等を実施する。	障害福祉課
補装具費の支給	身体の失われた部分や障がいのある部分を補って、日常生活や働くことを容易にするため、義肢、装具、車いす、補聴器などの購入または修理に対する費用を、身体障害者更生相談所の判定を経て、支給する。	障害福祉課
障害児通所支援の実施	児童福祉法に基づき、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を実施する。	障害福祉課
②地域生活支援事業の充実		
地域生活支援事業の実施（必須事業）	障害者総合支援法に基づき、障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業や障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障がい者や障がい児の保護者等からの相談に応ずるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障がい者等の移動を支援する事業及び障がい者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業等の地域生活支援事業を実施する。	障害福祉課
地域生活支援事業の実施（任意事業）	障害者総合支援法に基づき、市町村が地域の実情に応じて実施する事業で、三木市では訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業、更生訓練費給付事業、生活訓練等事業等を実施する。	障害福祉課
③各種の生活支援事業の充実		
福祉タクシー等の利用助成	障がいのある人など、移動困難者の移動手段である福祉タクシー等の利用に対して、助成を行う。	障害福祉課
障害児入浴サービス事業の実施	家庭において入浴することが困難な障がい児に対して、施設での入浴サービスを提供する。	障害福祉課
緊急通報システムの普及	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯などの要援護高齢者や、ひとり暮らしの重度身体障がい者の生活の安全を確保するために、緊急通信装置を貸与し、緊急事態における不安を解消する。	障害福祉課・介護保険課
食の自立支援事業の実施	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯または身体障がいにより、調理が困難な方に定期的な配食サービスを行い、併せて安否確認も行う。	障害福祉課・介護保険課

事業名	概要	担当課
訪問理容サービス事業の実施	寝たきりや外出が困難な重度の身体障がい者や要援護高齢者が訪問理容サービスを利用するのに対して、助成を行う。	障害福祉課・介護保険課
市民福祉年金の支給	重度の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者に対し、市民福祉年金を支給することにより、その生活の向上と福祉の増進に寄与する。障害福祉サービスの現状や近隣の自治体の状況を勘案し、見通しを検討する。	障害福祉課
障害基礎年金の周知	国民年金の被保険者期間中（20歳から60歳まで）に初診日がある病気やけがで障がい者になった方が一定の要件を満たした場合に支給される。20歳前や60歳から65歳までの間に初診日がある場合でも対象になる場合がある。受給権者に18歳到達年度末までにある（障がい等級1級2級の障がいの状態にある場合は20歳未満の）子を扶養している場合は子の加算が行われる。	市民課
三木市無年金外国籍等障害者特別給付金の支給	昭和57年1月1日前に20歳に達していた外国人等で、年金制度の資格要件により、障害基礎年金等を受けることができない障がい者で、一定の要件を満たしている方に特別給付金を支給する。	市民課
特別児童扶養手当の進達	20歳未満の心身に中度以上の障がいのある児童を監護または療育している方に支給される特別児童扶養手当の請求等の進達業務。	子育て支援課
特別障害者手当の支給	著しく重度の心身障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳以上の在宅障がい者に対し、特別障害者手当を支給し、その障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図る。	障害福祉課
障害児福祉手当の支給	重度の心身障がいのため、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の在宅障がい児に対し、障害児福祉手当を支給し、その障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図る。	障害福祉課
心身障害者扶養共済制度の推進	心身障がい者を扶養している人の相互扶助の精神に基づき、心身障がい者を扶養している人が死亡し、または身体に障がいがある状態になった後において、心身障がい者に終身一定額の年金を支給することにより心身障がい者の生活の安定と福祉の増進を図る。	障害福祉課

(2) 相談支援体制の充実

事業名	概要	担当課
①相談支援の充実		
三木市障害者基幹相談支援センターの設置	市役所内に設置する三木市障害者基幹相談支援センターにおいて、一般相談、健康相談、居宅支援相談、生活援助相談、就労相談等の必要な指導及び助言を行う。身体・知的・精神などに障がいのある方や、その家族などが抱えている様々な悩み、困りごとについて、相談支援専門員や社会福祉士、精神保健福祉士などの専門職員が相談に応じる。また、市内の相談支援事業所間の連携強化を図ったり、後方支援や相談支援事業所の相談員の資質の向上を図るための研修会などを計画実施する。	障害福祉課

事業名	概要	担当課
手話通訳者・要約筆記者相談の実施	聴覚障がい者等の各種相談に応じ、必要な指導・助言を行うことにより聴覚障がい者等の福祉の向上を図る。手話通訳・要約筆記者派遣制度と連携し、相談機能を充実させるとともに、相談員の資質の向上を図る。	障害福祉課
障がい者就労相談の実施	障害者就労支援員を設置し、障がい者から就労に関する相談を受け、障がい者の適性に応じた就職活動支援や職場定着支援、職場実習支援等を行う。	障害福祉課
障害者相談員の設置	身体・知的・精神のそれぞれの障害者相談員を設置し、障がい者更生援護の相談に応じ必要な指導を行うとともに、障がい者の地域活動の推進・関係機関の業務に対する協力等、障がい者の福祉の向上を図る。相談員の資質の向上に向け、研修会への参加を促進する。	障害福祉課
家庭児童相談事業の充実	児童問題が複雑化、多様化しているため、児童のいる家庭等に対し、専門的知識・技術を有する人たちによる相談指導や措置を実施する。また、相談員の資質の向上を図る。	子育て支援課
民生委員・児童委員の設置	地域住民の最も身近な相談・援助者として民生委員・児童委員を設置し、地域福祉・在宅福祉の向上を図る。多様化する状況に対応できるよう、専門的な研修や情報提供について支援し、委員の資質の向上を図る。	福祉課
市民ふくし相談所の設置	一般相談、健康相談、在宅介護相談、住宅増改築相談、生活援助相談等を専門相談員及び社会福祉協議会職員で行い、必要な指導及び助言を行う。	福祉課
②地域自立支援協議会の機能の強化		
三木市障害者(児)地域自立支援協議会の設置	三木市障害者(児)地域自立支援協議会を設置する。協議会の体制は、「そうだん部会」「くらし部会」「しごと部会」「こども部会」の4部会と協議会の運営を行う「定例会」、また、各部会に所属や関係機関等を対象とした「全体会」があり、事業所や関係機関との連携・協働体制づくりを行っている。また、北播磨障がい福祉ネットワーク会議と連携し、地域の会議等に参加するなど広域的な連携の強化に努めている。	障害福祉課
北播磨障がい福祉ネットワーク会議の運営	北播磨地域における障がい福祉に関する関係者の連携及び支援体制等に関する協議を行うため、北播磨障がい福祉ネットワーク会議を北播磨圏域5市1町の共同で設置する。	障害福祉課
③地域移行支援体制の充実		
地域移行・地域定着支援事業の実施	福祉施設や病院等に入所・入院していた人の地域生活への移行を支援するため、住居の確保や新生活の準備等の支援を行う地域移行支援事業や、夜間も含めた緊急時の連絡・相談のサポート体制を提供する地域定着支援事業を、事業所と連携して実施する。	障害福祉課

(3) 保健・医療の充実

事業名	概要	担当課
①障がいの早期発見・早期支援の推進		
療育連絡会	医療・保健・福祉・教育等の関係者の情報交換を行い、連携を強化することにより、各種サービスの総合的推進を図るとともに三木市障害者基本計画と連動し、福祉・保健体制の見直しや一層の推進を図る。	子育て支援課 ・障害福祉課
「健康プランみき21」に基づく各種健（検）診事業等の実施啓発活動の推進	健康づくりの集い、乳幼児健診（乳児、1歳6か月児、3歳児、5歳児）、発達相談事業、訪問指導、町ぐるみ健診、訪問健康診査、在宅歯科訪問指導等、各種の保健サービスを実施し、障がいの原因となる疾病予防と障がいの早期発見に努める。	健康増進課
入学前のつどい	心身または発達に支援が必要な就学前の幼児の保護者を対象に、先輩保護者や保健・福祉・教育等の関係者との情報交換の場を持ち、就学までの支援体制をつくる。	健康増進課・ 学校教育課・ 教育・保育課
②適切な保健・医療の利用支援		
自立支援医療費（更生医療）の支給	更生医療は、18歳以上の身体障がい者が、日常生活、職業生活などを営む上で、必要な能力を獲得するため、身体の機能障がいを軽減または改善するための医療として実施する。	障害福祉課
自立支援医療費（育成医療）の支給	育成医療は、身体に障がいのある児童又はその恐れのある児童を指定育成医療機関に入通院させ必要な医療の給付を行い身体障がいの予防など軽減を図る。	障害福祉課
自立支援医療費（精神通院医療）の支給	精神疾患治療の、通院にかかる医療費の負担を軽減し、継続して治療を受けやすくするための医療として実施する。	障害福祉課
在宅重症心身障害児（者）訪問看護利用助成事業	居宅において継続して療養を受ける必要がある在宅の重症心身障がい児（者）の訪問看護に要した費用の一部を助成することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	障害福祉課
重度障害者（児）医療費の公費負担	重度障がい者（児）（身障1・2級、療育A、精神1級）の疾病または負傷について、医療保険による給付が行われた場合において、その自己負担額の一部を公費で負担する。（所得制限有）	医療保険課
高齢重度障害者医療費の公費負担	後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と65歳以上で一定の障がい（身障1～3級、4級の一部の方及び療育Aの方、精神1・2級の方）があると認定を受けた人が対象の医療保険制度で、医療機関での自己負担額は1割（一定以上の所得のある方は3割）となる。身障1・2級及びA判定、精神1級の人は高齢重度障害者医療の公費負担を受けることができる。（所得制限有）	医療保険課
特定疾病の公費負担	国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律により厚生労働大臣が定める特定疾病の療養を受けた場合に一部負担金について公費負担を行う。	医療保険課

事業名	概要	担当課
③医療機関との連携による地域包括ケアの体制づくり		
精神障がい者の地域生活への移行に向けた地域移行・地域定着支援事業	精神科に入院する精神障がい者の地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための体制の構築を図る。	加東健康福祉事務所・障害福祉課
精神保健福祉法に基づく措置入院公費負担	措置入院・緊急措置入院は行政権限に基づく強制的な措置であるため、入院に要する費用は本人の保険及び公費での負担が原則。患者の医療保険の自己負担分について（一部自己負担あり）を公費負担する。	加東健康福祉事務所

(4) 社会参加の促進に向けた支援の充実

事業名	概要	担当課
①行政サービスにおける合理的配慮の充実		
「三木市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づく取組	三木市職員が事務または事業を行うにあたっての不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供、監督者の責務等について定めた「三木市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、適切な対応の徹底に取り組むとともに、職員研修等を通じて市職員の理解の促進を図る。	障害福祉課
手話通訳者、要約筆記者の設置	聴覚や音声・言語機能に障がいのある方のために市役所内に手話通訳者や要約筆記者を配置し、各種行政手続きの支援や日常生活の相談に応じる。	障害福祉課
②コミュニケーション支援の充実		
三木市共に生きる手話言語条例の普及、啓発	「三木市共に生きる手話言語条例」に基づき、手話を使用しやすい環境の構築、手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援のための施策を推進する。	障害福祉課
三木市意思疎通支援事業の推進	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため日常生活を営むのに支障がある障がい者等とその他の者との意思疎通を支援するために意思疎通支援者を派遣し、円滑なコミュニケーションを図ることにより、聴覚障がい者の自立と社会参加の促進を図る。	障害福祉課
点訳・声の広報発行事業の実施	視覚に障がいのある方に対し、情報提供するため、点字版と朗読版の広報紙「広報みき」の発行を行う。また、広報みきの発行にあたっては、弱視や識字障害にも配慮された字体「ユニバーサルデザインフォント」を活用し、より多くの方にとって読みやすい紙面づくりを行う。	障害福祉課・秘書広報課
③盲導犬・介助犬等の普及促進		
盲導犬・介助犬等の普及・啓発	盲導犬・介助犬等の利用者が円滑に日常生活を送ることができるよう補助犬に対する、市民理解を促し利用者の外出が円滑にできるよう支援する。	障害福祉課

基本目標 2：自分らしく生きるための支援の充実

(1) 障害児支援の充実

事業名	概要	担当課
①就学前教育・保育の充実		
障がい児保育事業の充実	保育を必要とする中度、軽度の心身障がいをもつ乳幼児を幼稚園、認定こども園、保育所に受け入れて障がいのない児童とともに集団保育を行う。従来の加配保育者による対応を行うとともに、保育関係者、保健師等関係機関との意見交換を行い、より充実した障がい児保育に向け検討会を行い、実践していく。また、障がい児保育担当保育者の資質向上に向けた研修会を実施する。	教育・保育課
巡回相談の実施	園所の要望に基づき、支援を要する児童の相談を行い、より良い支援のあり方について指導助言をする。	教育・保育課
②児童の発達支援		
障害児通所支援事業の充実	児童福祉法に基づく事業で、日常生活に必要な動作の訓練や社会との交流の促進など、身近な地域で心身の発達支援を行うために、児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業等の拡充に努める。	障害福祉課
親子発達支援教室事業	乳幼児健診等で支援が必要と思われる子どもとその保護者を対象に、親子発達支援教室を実施する。教室での親子同士の遊びを専門家がみることで、子どもに療育が必要かどうか、子どもへの接し方に関する保護者へのアドバイスをし、家庭での療育支援につなげる。	障害福祉課

(2) 教育支援体制の充実

事業名	概要	担当課
①教育施策の充実		
特別支援教育の充実	障がいのある幼児、児童、生徒や通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対して適切な指導と必要な支援を行う「特別支援教育」を進める。保護者、関係機関との連携を図りながら、特別支援教育コーディネーターを中心に一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導計画・支援計画を作成し、取り組む。	学校教育課
進路指導に関する教育相談の充実	支援が必要な子どもや障がいのある幼児、児童生徒の保護者を対象に、各学校の進路指導担当者、特別支援教育コーディネーターと連携を密にし、就学や卒業後の進路等に関する詳細な情報収集と、個々の障がいの状況の的確な把握により、適切な進路指導を実施する。	学校教育課 教育センター

事業名	概要	担当課
②インクルーシブ教育システムの構築		
交流及び共同学習の充実	特別支援学校では居住地校交流、地域校交流、他の特別支援学校との交流会を行い、集団で学ぶ機会を設ける。各小中学校の特別支援学級では、交流学級における活動や特別支援学級の学校間交流を計画的に取り入れる。	学校教育課
③相談・支援体制の強化		
教職員の専門研修講座の実施	教育センターの専門研修講座において、特別支援教育講演会を開催し、担当教員の特別支援教育に関する指導方法等の専門性の向上を図る。特別支援教育担当教員の資質・指導力の向上を図るため、内容をより充実させるとともに教職員の研修計画に基づいた研修会を実施する。また、校内研修の充実を図る。	教育センター
特別支援教育コーディネーターによる調整	校内教育支援委員会を中心として、支援が必要な子どもの指導計画・支援計画を検討し、支援のあり方に関して教職員に共通理解を図りながら支援を進める。保護者等の相談窓口となり、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう就学や教育的ニーズなどの教育相談を行う。	学校教育課

(3) 就労機会の拡充

事業名	概要	担当課
①障がい者雇用・就業の促進		
障害者就労支援員設置事業の実施	就労に関する専門員を設置し、就労を希望する障がい者の相談を受け、個々の適応力に応じた就労につながるよう就職活動支援や職場実習支援、職場定着支援等を行う。関係機関との連携を強化し、職場開拓を行うとともに、一般就労の増加に努める。	障害福祉課
障がい者就労相談の実施	障害者就労支援員を設置し、障がい者から就労に関する相談を受け、障がい者の適性に応じた就職活動支援や職場定着支援、職場実習支援等を行う。	障害福祉課
障害者職場体験事業（インターンシップ事業）	特別支援学校高等部1年生を対象に実施。市役所や関連施設内の事務作業等を体験する。	障害福祉課
②事業所等への啓発活動の推進		
障がい者を雇用する事業所への支援	市内の企業において市内在住の障がい者の人数に応じて雇用を促進・継続するための補助金（障害者雇用促進助成金）を交付する。	障害福祉課
市内事業所等への障がい者雇用の実態に関する訪問・調査活動	市内企業等へ訪問し、障がい者雇用に関する実態調査を行う。	障害福祉課

事業名	概要	担当課
③福祉的就労等の支援		
障がい者庁内作業所の運営	一般就労が困難な障がい者に就労の機会を提供するために、庁内作業所「ワークルーム虹」を開設し、市から軽作業を委託する。市から積極的に作業を委託することで、従事者の授産能力の向上と工賃の増額を図る。	障害福祉課
障害者優先調達推進法の推進	国の障害者優先調達推進法に基づき、市で調達方針を定め、市で使用する物品や役務について、優先的に障害者通所施設等へ発注し、工賃向上等の支援を行う。全庁的な協力が得られるよう事業の啓発に努め、発注の拡大を図る。	障害福祉課
庁舎内における事業所等で作成された物の展示や物販の実施	庁舎内展示スペースにおいての展示や庁内福祉コンビニに委託して、事業所等で作成された物の販売を行う。	障害福祉課

(4) スポーツ・文化芸術活動等の推進

事業名	概要	担当課
①スポーツ活動の推進		
障がい者スポーツ大会の開催	障がい者がスポーツを通じて、体力の維持と機能の回復の向上を図り、家族やボランティア等と積極的に交流を図り、互いに理解を深める。	障害福祉課
有料公園施設の使用料の減免	指定管理者制度を導入している三木山総合公園等の有料公園施設（プール、テニス場、グラウンド等）を三木市都市公園条例に定められた地域に住む障がいのある人（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している者、及び同じ程度の障がいをもつと認められる者）が利用する場合、その使用料を減額免除することについて周知徹底し運営していく。兵庫県障害者のじぎくスポーツ大会の開催について、継続して協力する。障がい者が利用しやすいよう、屋内プールには障がい者用男女別ロッカーとトイレを完備している。	都市政策課
②文化芸術活動の推進		
障害者週間に伴う事業所等の作品展示会開催	障がい者に対する理解を深めるとともに、共生社会（障がいの有無にかかわらず誰もが人格と個性を尊重支え合う社会）の理念の普及と啓発活動を行う。	障害福祉課
③読書バリアフリーの推進		
対面朗読の実施	図書館バリアフリーの推進に向け、図書館において朗読ボランティアと連携して、活字による読書が難しい方に図書館資料を代読する。	中央図書館

基本目標3：いきいきと共に暮らせる地域社会の形成

(1) 福祉のまちづくりの推進

事業名	概要	担当課
①建築物のバリアフリー化の推進		
福祉のまちづくり重点地区整備の推進	高齢者、障がいのある人等が安全かつ快適に生活できる環境をつくるため、市街地等を対象に、高齢者・障がいのある人等の利用に配慮したまちづくりを推進するため、必要な施設、道路等の整備を計画的に推進する。	福祉課
公共施設の改修・整備	兵庫県福祉のまちづくり条例の趣旨に沿って、既存公共施設が高齢者・障がいのある人等誰にも利用しやすいものとなるよう、市の公共施設マネジメント計画に沿って施設の改修等を検討する。	福祉課
新施設等への指導	バリアフリー法に基づき、障がいのある人等が安全かつ快適に利用できるよう配慮された建築物等の整備を促進するため、建築物等の建築に際して事前に届け出を求め、整備基準に適合するよう、あるいは認定を求め、誘導的基準を満たすよう、必要な指導・助言・支援を行う。	福祉課
②住宅のバリアフリー化の推進		
障がい者住宅改造費の助成	障がいのある人に配慮した住宅改造を促進するため、障がい者世帯の住宅改造費の一部を助成する。	障害福祉課
障がい者等に配慮した既存市営住宅の設備等の改善	障がい者や高齢者等のセーフティネットの受け皿としての役割を果たす住宅施策を進めるため、共用部分への手摺りの設置等のバリアフリー化を進める。「三木市公営住宅等長寿命化計画」と定期点検の結果に基づき、計画的にバリアフリー化を実施する。	建築住宅課
③移動・交通対策の推進		
自動車運転免許取得費の助成	自動車運転免許を取得することにより、身体障がい者の勤労と行動範囲の拡大を促進し生活の自立向上を図る。	障害福祉課
自動車改造費等の助成	身体障がい者（上肢・下肢・体幹機能障がい者で特別障害者手当の所得制限限度額以内）または、生計を同じくする介護者（特別障害者手当の所得制限限度額以内）が就労等に伴い、自らの所有する自動車の操向装置等の一部を改造または福祉車両を購入する必要がある場合に、その経費を助成することにより、身体障がい者の社会参加の促進を図る。	障害福祉課
福祉タクシー等の利用助成	障がいのある人など、移動困難者の移動手段を確保するとともに、障がいのある人の社会参加の促進を図る。	障害福祉課
移動支援事業の充実	社会生活上不可欠な外出や、余暇活動等の社会参加を支援するためにガイドヘルパーを派遣する。	障害福祉課

事業名	概要	担当課
福祉有償運送サービス事業の実施	在宅で車いす等を利用し、移動が困難な障がい者等を対象に福祉車両での送迎を行い外出を支援する。超高齢社会を迎え、利用希望者が増加しており、ボランティア協力者の増員を図り、より一層の拡充を目指す。	社会福祉協議会
ノンステップバスの導入の推進	路線バスのバリアフリー化を推進し、高齢者、身体障がい者等の利便性の向上を図るとともに、バス利用を促進する。	交通政策課
道路の適正使用指導による通行の安全確保（あんしん歩行エリアの整備）	高齢者や障がいのある人等が歩行時に道路通行の支障となる放置自転車等の道路不法占用（使用）物件の撤去・移動や道路工事中の安全対策措置を指導することにより通行の安全確保を図る。	道路河川課
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく歩道整備	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、障害者や高齢者にも寄り添った歩きやすい（適切な構造の）歩道整備・歩道リニューアルを推進する。	道路河川課

（２）安全・安心な地域環境づくり

事業名	概要	担当課
①災害時要援護者支援体制の整備		
災害時要援護者支援	民生委員・児童委員の協力により、災害時に自力避難できない方を「災害時要援護者」として登録し、自主防災組織が中心となって避難支援体制を構築する。	危機管理課
命のカプセル	医療情報や緊急情報を記載した用紙をカプセルに入れ、冷蔵庫に保管しておき、災害時や緊急時にその情報を利用し、適切かつ迅速に医療行為が受けられるようにする。災害時要援護者や希望する市民に普及啓発を行う。	危機管理課
避難施設の改善	災害において、自宅等が被害を受けまたは、被害を受けるおそれのある者を一時的に学校や公民館等の既存建築物に収容し保護する施設として2次避難所53か所、福祉避難所21か所を指定している。避難所の耐震化とバリアフリー化を推進する。	危機管理課 福祉課
災害情報の配信	携帯電話やパソコンへのメール配信、ホームページやSNS、固定電話機、FAX、全国瞬時警報システムによるコミュニティFMへの割込み放送など、多様な情報網を活用して災害時要援護者をはじめ、市民への情報伝達のより一層の充実に努める。災害情報については多様な手段で配信するほか、新たな手法の導入を検討する。	危機管理課

事業名	概要	担当課
聴覚障がい者からの緊急通報体制の充実	高機能消防指令システムにより、聴覚障がい者からの119番緊急通報ファクシミリ及びNET119緊急通報システムの受信体制をとる。手話通訳者の現場派遣は、通報者の申し出があった時や状況に応じて三木市意思疎通支援者を派遣する。迅速な初動体制を図り、聴覚障がい者の安全安心確保に努める。	消防本部
②情報提供・通信体制の充実		
福祉のしおりの発行	障がいのある方やその家族の方が利用できる福祉サービス等の概要等を掲載した冊子を発行する。	障害福祉課
緊急通報システムの充実	ひとり暮らしの高齢者・重度身体障がい者や高齢者のみの世帯などに、急病や事故等緊急事態における不安を解消し、生活の安全を確保するために、緊急通報装置の貸与を行う。また定期的に電話訪問を行い、緊急事態を未然に防止する。	介護保険課・障害福祉課
F M放送(F Mみっきい)の活用	視覚に障がいのある方も視聴するFM放送(エフエムみっきい)を活用し、災害・防災情報をはじめ、住民にとって必要な情報を発信する。	秘書広報課
③防災のまちづくり		
防災情報マップの作成	浸水区域や土砂災害などの危険箇所を表示した「防災情報マップ」を各戸に配布し、危険箇所を認識してもらう。また、防災情報マップを利用した訓練や学習会を実施し、内容の啓発を実施する。	危機管理課
自主防災組織の育成強化	市内194地区に結成している「自主防災組織」の機能を存分に発揮できるよう組織の育成と防災資機材を充実させる。防災資機材の補充、拡充に対して補助制度の活用を推進し、資機材の点検を兼ねた自主防災組織の防災訓練や育成研修会などを開催していく。	危機管理課・消防本部
防災訓練の実施	市の総合防災訓練を実施するとともに、自治会や地域での防災訓練を推進する。総合防災訓練では、市民が参加できる訓練項目を多用する。また、地域の防災訓練では、初期消火訓練や心肺蘇生の講習等の訓練実施に関し、支援を行う。	危機管理課・消防本部
防災フェスティバルの実施	防災フェスティバルを開催し、防火、防災に対する正しい知識の習得と防災技術の向上を図る。より多くの参加を得るため、開催の周知に努め、障がいのある人も安心して参加できるような会場づくりや合理的配慮の提供を行う。	消防本部

(3) 人権の尊重と権利擁護の推進

事業名	概要	担当課
①福祉・人権教育の推進		
障がい者に関する人権教育・啓発の推進	障がい者に対する差別や偏見を取り除くため、市民の交流や障がい者への理解を促進するとともにあらゆる機会をとらえて「障害者差別解消法」の周知を図る。また、平成 29 年度に策定した「三木市人権尊重のまちづくり基本計画（第 3 次）」に基づき、障がい者に関する人権教育・啓発を推進する。	人権推進課
福祉教育の推進	各小・中学校において、車いす・手話体験授業などの福祉教育事業等を行い、障がい者に対する正しい理解と認識を深める。体験的な学習の体系化に努め、より発展充実を求め実施していく。	学校教育課
②人権啓発と差別の解消に向けた取組の充実		
障害者差別解消支援地域協議会の設置	障害者差別解消法に基づき、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的として、三木市障害者差別解消支援地域協議会を設置し、関係機関の連携による対応や障がい者差別の解消に資する取組の共有と分析、紛争解決の後押し、障がい特性の理解のための啓発等について協議する。	障害福祉課
③権利擁護の推進		
障がい者虐待相談窓口の設置	障害者虐待防止法に基づき、虐待に関する通報や相談に対応する。相談窓口の周知に努め、関係機関との連携を強化し、速やかな対応に努める。また、虐待予防の啓発に努める。	障害福祉課
成年後見制度利用支援事業の実施	身寄りのない認知症の高齢者や障がいのある人など自分で十分に判断することができない人が、その人らしく自立した日常生活ができるよう、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用等において、市が行う成年後見制度の利用を支援する。利用促進のための広報・普及活動（パンフレットなど）、成年後見制度の利用に係る経費に対する助成を行う。	介護保険課・障害福祉課
地域福祉権利擁護事業の実施	高齢者や障がいのある人の権利擁護に関する支援の必要性に対応していくため、「権利擁護デスク」が中心となり、啓発、相談、支援の各取組を進めていく。	社会福祉協議会

(4) 共生社会づくりに向けた連携・協働

事業名	概要	担当課
①ボランティア・市民活動の促進		
自発的活動支援事業の実施	障がい者・児が自立した日常生活を営むことができるよう、障がい者及びその家族、地域住民等における自発的な活動を支援する。	障害福祉課

事業名	概要	担当課
②当事者の参加の推進		
社会福祉審議会等の障がい福祉施策に係る会議への当事者団体等の参画	障がい者施策等に関する計画策定等の、審議の場である社会福祉審議会等に各障がい者団体の参画を促進する。	障害福祉課
③周辺自治体との連携		
北播磨障がい福祉ネットワーク会議	北播磨5市1町が共同で設置し、地域の障がい福祉に関する様々な仕組みづくりに関する中核的な役割を果たすため、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療・福祉関係機関、教育・労働関係機関などで構成され、各関係機関との連携を深めるとともに、地域住民やボランティアなどの地域福祉活動との連携・協働体制づくりを行う。	障害福祉課
播磨地域障害者福祉連絡会	北・中・西・東播磨圏域の各市町が共同で設置し、地域の障がい福祉に関する制度や障害福祉サービスに係る情報の共有を図る。	障害福祉課

第Ⅲ部 第6期三木市障害福祉計画
第2期三木市障害児福祉計画

第5章 障害福祉サービス等の提供体制の整備

1. 障害福祉計画・障害児福祉計画について

(1) 本章の位置づけ

本章は、「第6期三木市障害福祉計画」及び「第2期三木市障害児福祉計画」として、障害福祉サービスや障害児通所支援、地域生活支援事業の提供体制の整備を計画的に進めるため、3年を1期として策定するもので、令和3年度から令和5年度の3年間に計画期間としています。策定にあたっては、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）を踏まえるとともに、第3章で示した本市の障がい福祉施策の目指す将来像である「誰もがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち 三木」を共有するものとしています。

(2) 障害福祉サービスに関する政策動向

①障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

平成30年4月に施行された障害者総合支援法及び児童福祉法の改正では、障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うことを目的として、主に以下のような制度の改正が行われています。

- 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスである「自立生活援助」の創設。
- 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスである「就労定着支援」の創設。
- 重度訪問介護の訪問先を、入院中の医療機関にも拡大。
- 障害福祉サービスを利用してきた人が、65歳になり介護保険サービスに移行した場合の利用者負担軽減のための制度の整備。
- 外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスである「居宅訪問型児童発達支援」の創設。
- 保育所等訪問支援の支援対象を乳児院や児童養護施設に入所している障がい児にも拡大。
- 医療的ケア児が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備。

②基本指針の改正

第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画の策定にあたり、改正された基本指針では、主に以下の点について見直しが行われています。これらの見直しについては障がい福祉施策に関する項目については第4章に示した施策において対応しており、本章では障害福祉サービス等の提供体制と障害福祉計画に含めるべき目標について、基本指針に基づいて策定します。

- 基本理念に係る事項の見直しとしては、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続できるような体制の確保、地域住民の主体的な取組や制度の縦割りを超えた包括的な支援体制の構築、障害福祉サービス等の担い手となる人材の確保、障がい者の文化芸術活動の推進や読書環境の整備等について、記述の充実が図られています。
- 障害福祉サービスの提供体制の確保については、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進することについて新たに記載されています。
- 相談支援の提供体制の確保については、各種機能の強化・充実に向けた検討の必要性や、発達障がい者等の支援の充実等について新たに記載されています。
- 障がい児支援の提供体制の確保については、児童発達支援センターの機能強化や保育・保健医療・教育等の関係機関との連携体制の充実、重症心身障がい児や医療的ケア児への支援の充実等について記載の充実が図られています。
- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定については、障害福祉計画に含めるべき各種の目標設定について、見直された基準や障がい児支援等に関する新たな指標の設定について示されています。

(3) 障害福祉サービス等の基盤整備の方針

障害福祉サービスに関する政策動向や基本指針の改正、また本市の障がい福祉を取り巻く現状と課題に基づき、本市の障害福祉サービス等の基盤整備の基本的な方針として、次の5点を設定します。

①相談支援体制の充実

障がい者等が地域において自立した生活を営むため、適切なサービス利用のための体制整備として、相談支援体制の充実を図ります。三木市障害者（児）地域自立支援協議会等と連携し、障害福祉サービスの利用にあたり作成されるサービス等利用計画において、作成のための相談支援を行う人材の育成支援と個別事例における対応の支援を行うなど、十分な相談対応ができる体制整備を推進します。また、利用者及び地域の障害福祉サービスや相談支援事業等の実情把握に努め、相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の充実のために必要な施策を推進します。

②グループホーム等の生活の場と支援体制の充実

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援、地域定着支援等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進めます。また、単身でも安心した生活を送れるようサービスの充実を図ります。

③地域生活支援拠点等の整備※

障がい者の高齢化や障がいの重度化、「親亡き後」を見据えた支援体制の整備等の必要性を踏まえ、地域生活を総合的に支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を有する地域生活支援拠点について、地域・圏域全体でその機能を担う体制の整備に、近隣自治体と連携して取り組みます。

④福祉施設から一般就労への移行等の推進

障がい者の雇用促進や職場定着の支援を図るため、関係機関や市内の企業等と連携協力し、就労支援の提供体制の整備を行うとともに、障がいを理由とする差別の解消や雇用における合理的配慮の提供等、雇用に関する啓発活動を推進します。

⑤障がい児支援の充実

重症心身障がい児や医療的ケアを必要とする児童の支援について、医療機関等と連携しながら支援の充実を図ります。また、発達障がいの子どもと保護者への支援等、本人と家庭のニーズに応じた取組の充実に努めます。

（４）障害福祉サービス等の見込量の算出について

本市における障害福祉サービスの利用は、増加傾向にあります。本市では、障害福祉サービスの利用者数の増加が続いており、障害児通所支援を利用する児童についても、増加傾向となっています。そのため、いずれのサービスについても、基本的には引き続き利用者が増加する見込みとしています。

障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業の見込量の算定にあたっては、平成30年度から令和2年度の利用実績（令和2年度は実績見込み）に基づき、サービス利用者数の増加等を踏まえた利用者数、利用時間数（日数）を算出しています。令和元年度以降については、新型コロナウイルス感染症の流行の影響の可能性があります。一部に利用が減少しているサービスがありますが、見込量の算出にあたっては、前後の利用実績等を踏まえ、計画値が不足しないよう設定しています。

2. 国の指針に基づく目標設定

国の指針に基づき、施設入所者の地域生活への移行や、一般就労の促進等、障害福祉サービス等の提供体制の整備にあたり、目標となる指標・取組を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

■国の基本指針

① 地域生活に移行する人数	令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
② 施設入所者の減少数	令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

■本市の目標

項目	数値	考え方
①地域生活に移行する人数 令和5年度末までの目標値	6人	令和元年度末時点での施設入所者は89人であり、国の指針に基づいて算出した6人を第6期計画における目標値として設定します。
	6%	
②施設入所者の減少数 令和5年度末までの目標値	2人	令和元年度末時点での施設入所者は89人であり、国の指針に基づいて算出した2人を第6期計画における目標値として設定します。
	1.6%	

第5期計画の実績	目標値 (A) (R2年度目標)	実績 (B) (R1年度時点)	達成率 (B/A) (R1年度時点)
地域生活移行者数	8人	5人 (R1年度)	62.5%
施設入所者減少数	4人	0人	0%

(2) 地域生活支援拠点等の整備

■国の基本指針

地域生活支援拠点等の整備および運用状況の検証・検討

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

■本市の目標

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等の整備 および運用状況 令和5年度末の目標値	1箇所	地域生活支援拠点に求められる5つの機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門の人材の確保・養成、地域の体制づくり）のうち、本市では専門的な相談支援を提供する基幹相談支援センターを設置し、機能の一部に対応できる体制を整えている。今後圏域で必要な機能とその整備方針について協議し、計画期間内の整備を目指します。

(3) 福祉施設から一般就労への移行

■国の基本指針

① 一般就労への移行者数

令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績を達成することを基本とする。

② 就労継続支援事業の利用者数

就労継続支援A型及び就労継続支援B型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ令和5年度までに、令和元年度実績のおおむね1.26倍以上、1.23倍以上を目指すこととする。

③ 就労定着支援事業の利用者数

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

④ 就労定着率8割以上の事業所数

就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

■本市の目標

項目	数値	考え方
①-1 一般就労への移行者数 令和5年度の目標値	11人 127%	令和元年度の一般就労への移行者数の実績は8人であり、国の指針に基づいて算出した11人を令和5年度における目標値として設定します。
①-2 就労移行支援事業における移行者数 令和5年度末時点の目標値	2人 130%	令和元年度の就労移行支援事業における一般就労への移行者数の実績は1人であり、国の指針に基づいて算出した2人を令和5年度における目標値として設定します。
②-1 就労継続支援A型事業における移行者数 令和5年度末の目標値	5人 126%	令和元年度の就労継続支援A型事業における一般就労への移行者数の実績は4人であり、国の指針に基づいて算出した5人を令和5年度における目標値として設定します。
②-2 就労継続支援B型事業における移行者数 令和5年度末の目標値	4人 123%	令和元年度の就労継続支援B型事業における一般就労への移行者数の実績は3人であり、国の指針に基づいて算出した4人を令和5年度における目標値として設定します。
③ 就労移行支援事業等による一般就労移行者の就労定着支援事業の利用者率 令和5年度末の目標値	70%	国の指針に基づき令和5年度の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者を70%以上とすることを目標とします。
④ 就労定着率8割以上の事業所数 令和5年度末の目標値	2箇所	本市の就労定着支援利用者が利用する事業所は現段階では2箇所であるため、当該事業所の就労定着率を8割以上とすることを目標とします。

第5期計画の実績	目標値 (A) (R2年度目標)	実績 (B) (R1年度時点)	達成率 (B/A) (R1年度時点)
年度中の一般就労への移行者数	6人	8人	133%
年度末時点の就労継続支援利用者数	16人	12人	75%
就労移行率が3割以上の事業所の割合	100%	100%(全1事業所)	100%
就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	80%	— (利用なし)	—

(4) 障害児支援の提供体制の整備

■国の基本指針

① 児童発達支援センターの設置
令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
② 保育所等訪問支援の実施
令和5年度末までに、各市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
③ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

■本市の目標

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置 <u>令和5年度末の目標値</u>	1箇所	本市では国の基準に基づく児童発達支援センターは未設置であり、今後、「こども発達支援センターにじいろ」の充実・強化を通じて、必要な機能を満たしていけるよう取り組んでいきます。
保育所等訪問支援の実施 <u>令和5年度末の目標値</u>	1箇所	本市では「こども発達支援センターにじいろ」において当該事業をすでに実施しており、基本指針に基づく目標は達成済みです。引き続きニーズに応じた事業の充実を図っていきます。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 <u>令和5年度末の目標値</u>	1箇所	本市では、「こども発達支援センターにじいろ」において重症心身障がい児の受入れを行っていますが、重症心身障がい児を主として受け入れる事業所がないため、今後市内事業所と連携して、重症心身障がい児を支援できる体制整備を進めていきます。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 <u>令和5年度末の目標値</u>	4人	本市では、医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を北播磨圏域の5市1町合同ですでに設置しています。また、基幹相談支援センター及び障害児通所支援施設の一部においてコーディネーターを配置しているため、基本指針に基づく目標は達成済みです。引き続き取組の充実を図っていきます。

(5) 相談支援体制の充実強化等

■国の基本指針

相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

■本市の目標

項目	数値	考え方
相談支援体制の充実・強化等 に向けた取組の実施体制の 確保 <u>令和5年度末の目標値</u>	1箇所	本市においてはすでに、基幹相談支援センターを設置済みであり、基本指針に基づく目標は達成済みです。引き続き三木市障害者（児）地域自立支援協議会等と連携しながら相談支援の充実・強化を図っていきます。

3. 障害福祉サービス等の見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動の支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の移動時及び外出先における視覚的情報の支援（代筆・代読等を含む）や移動の援護を提供します。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人で常時介護を要する人について、行動の際に生じる危険を回避するための援護や、外出時の移動中の介護等のサービスを提供します。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人で介護の必要の程度が著しく高い人に対し、居宅介護をはじめとする障害福祉サービスを包括的に提供します。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス合計	人/月	105	108	133	141	148	153
	時間/月	1,665	1,799	1,806	1,983	2,076	2,146
居宅介護	人/月	92	95	115	121	127	132
	時間/月	1,460	1,582	1,595	1,678	1,761	1,831
重度訪問介護	人/月	1	1	2	2	2	2
	時間/月	62	66	110	122	122	122
同行援護	人/月	11	12	15	16	17	17
	時間/月	131	146	91	163	173	173
行動援護	人/月	2	1	1	2	2	2
	時間/月	13	6	10	20	20	20
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
生活介護	常時介護を必要とする人に対し、主に昼間、障がい者支援施設で行われる入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等のサービスを提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を提供します。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を提供します。知的障がい者・精神障がい者に対し、地域生活を営むことができるよう、日常生活能力の向上を図り、サービス提供機関との連絡調整を行う等の支援を提供します。
就労移行支援	就労を希望する人に対し、定められた期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施します。一般就労を希望する人に対し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通して、適性にあった職場への就労・定着を図る支援を実施します。
就労継続支援（A型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施します。一般企業での雇用が困難な人に対し、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上を図る支援を実施します。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施します。一般企業での雇用が困難な人、一定年齢に達している人等に対し、就労や生産活動の機会を提供し、知識・能力の向上・維持を図る支援を実施（雇用契約は結ばない）します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスを提供します。
療養介護	医療を要する障がい者で常時介護を必要とする人に対し、主に昼間において、病院その他の施設（病院及び診療所）において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護や日常生活上のサービスを提供します。
短期入所 （福祉型・医療型）	居宅においてその介護を行う人の疾病等の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所が必要な人に対し、当該施設に短期間入所し、入浴、排せつまたは食事の介護等のサービスを提供します。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人/月	184	194	209	220	230	240
	人日/月	3,535	3,765	3,786	3,985	4,166	4,348
自立訓練 (機能訓練)	人/月	3	3	5	5	6	6
	人日/月	52	57	59	79	95	95
自立訓練 (生活訓練)	人/月	7	8	8	8	9	9
	人日/月	97	123	65	125	141	141
就労移行支援	人/月	9	12	20	21	22	23
	人日/月	113	178	225	236	248	259
就労継続支援 (A型)	人/月	47	48	65	68	72	75
	人日/月	903	940	1,050	1,098	1,163	1,212
就労継続支援 (B型)	人/月	168	162	201	212	221	231
	人日/月	2,702	2,732	2,950	3,111	3,244	3,390
就労定着支援	人/月	3	11	12	13	13	14
療養介護	人/月	17	17	19	20	21	22
短期入所	人/月	47	54	75	79	83	86
	人日/月	246	309	280	373	392	406

(3) 居住系サービス

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない人に対し、主に夜間において共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主に夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等のサービスを提供します。
自立生活援助	施設やグループホームを利用していた障がい者で、一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、生活面での課題はないか、体調に変化はないか等について確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行うサービスを提供します。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人/月	53	59	70	84	90	96
施設入所支援	人/月	85	87	91	90	89	87
自立生活援助	人/月	0	2	2	2	2	2

(4) 相談支援

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する人に対して支給決定または支給決定の変更前後に、サービス等利用計画(案)を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している人または入院している精神障がい者を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援等を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した人や、家族との同居から一人暮らしに移行した人に対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時相談や対応を行います。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人/月	125	134	138	146	152	159
地域移行支援	人/月	0	1	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	2

(5) 障害児通所支援等

●● 事業の概要 ●●

サービス名	内容
児童発達支援	就学前の発達に支援が必要な児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	就学前の上肢、下肢または体幹機能に障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに、身体状況により治療も行います。
放課後等デイサービス	発達に支援が必要な就学児童に対し、放課後や長期休暇（夏休み等）において、日常生活に必要な訓練を実施するとともに、居場所の提供を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援等のサービスを利用するために外出することが著しく困難な障がいのある児童を対象に、事業所の支援員が児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する人に対して、支給決定または支給決定の変更前後に、サービス等利用計画（案）を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な児童（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度見込	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	48	59	75	72	84	96
	人日/月	172	287	310	360	420	480
医療型児童発達支援	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	8	6	11	5	5	5
放課後等デイサービス	人/月	101	120	165	181	188	192
	人日/月	941	1,203	1,425	1,810	1,880	1,920
保育所等訪問支援	人/月	5	12	22	26	30	34
	人日/月	5	12	44	52	60	68
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	1	1
	人日/月	0	0	0	0	2	2
障害児相談支援	人/月	40	41	55	53	58	61
コーディネーターの配置	人	1	2	2	3	3	4

(6) 障害福祉サービス等の基盤整備に向けた活動指標

障害福祉サービス等の見込み量以外に、障害福祉サービス等の基盤整備にあたり、国の指針において充実が求められる活動指標について、次のように計画を定めます。

①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定します。
精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用量	現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち、それぞれのサービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	0	0	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	0	0	15
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	0	0	2
精神障がい者の地域移行支援利用量	人/月	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援利用量	人/月	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助利用量	人/月	15	16	17
精神障がい者の自立生活援助利用量	人/月	0	0	1

②発達障がい者等に対する支援

●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定します。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定します。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	5	7	7
ペアレントメンターの人数	人	3	3	4
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	3

③相談支援体制の充実・強化

●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込みをそれぞれ設定します。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	人/年	8,500	8,500	8,500
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	10	10	10
地域の相談支援事業者の人材育成支援件数	件/年	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組実施件数	件/年	15	15	15

④障害福祉サービスの質を向上させるための取組

●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定します。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人／年	2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回／年	0	0	1

⑤地域生活支援拠点等

●● 指標の概要 ●●

活動指標	内容
地域生活支援拠点の整備	相談支援、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり等、居住支援機能と地域生活支援機能を有し、地域生活を総合的に支援する地域生活支援拠点等について、設置箇所数と機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定します。

●● 見込量 ●●

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域生活支援拠点等の設置箇所数	箇所	0	0	1
機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回／年	0	0	1

(7) 障害福祉サービス等の見込量の確保方策

障害福祉サービス等の見込量を確実に確保するために、本市では次の方策を通じて提供基盤の整備を進めます。

①地域自立支援協議会との連携

本市内で障害福祉サービス等を提供する事業所の連携組織としての性格を有する三木市障害者（児）地域自立支援協議会と連携し、地域において身近な場所での障害福祉サービス等の利用が可能となるよう、必要な社会資源の確保に努め、サービス提供体制の充実を図ります。また、不足している資源や支援が困難な事例等について、検討・協議の場を持ち、必要なサービスの確保のための取組を推進します。

②介護保険サービスとの連携

今後増加が予想される訪問系サービスについて、介護保険サービス提供事業所との連携や障害福祉サービス事業への参入の促進を図ります。また、介護保険サービスと障害福祉サービスを一体的に提供する共生型サービスを位置づけ、サービス提供体制の充実を図ります。

③就労支援の確保

市内事業者に対して積極的な情報提供を行い、理解と協力を求めつつ、障がい者の職場実習の拡充と雇用の拡大を図ります。近隣自治体と連携して、就労継続支援B型から就労継続支援A型への移行の支援や、既存事業所における定員拡大、新規事業所の参入等の促進等に取り組みます。平成30年度からの新しいサービスである就労定着支援については、近隣自治体のサービス事業所との連携し、必要なサービスの確保を図ります。

④地域における居住の場の確保

ニーズに対する支援の不足が指摘されている共同生活援助（グループホーム）や短期入所については、地域生活への移行の促進という観点から、新設及び運営に対する支援を行います。また、入所施設への適切な助言・指導を通じ、就労移行や地域移行を促進します。平成30年度からの新しいサービスである自立生活援助については、近隣自治体のサービス事業所と連携し、必要なサービスの確保を図ります。

⑤相談支援体制の充実

三木市障害者（児）地域自立支援協議会との連携を図り、必要な社会資源の確保に努めます。専門職の配置や、相談支援センター及び民間事業者による相談支援体制の拡充を通じて、支援の充実を図ります。

⑥障がい児支援の充実

こども発達支援センターにじいろの充実や、市内事業者、医療機関、教育機関等との連携を強化し、一人ひとりの子どもの状況に応じた支援サービスが受けられる体制整備を進めます。

4. 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がい者等のニーズに応じ、地域で自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、本市が地域の実情に応じて実施するものです。本節では、地域支援事業とその他の本市が実施する福祉サービス等について、見込量と実施計画、確保方策を示します。

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者等が日常生活および社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去・軽減するため、社会における障がい等について理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働き掛けを強化することにより、共生社会の実現を図る。
事業内容	○障がい等に対する理解を深めるため、当事者、市民、事業者等を対象とした講演会等を開催。 ○手話言語条例の制定に伴う、手話の普及に関する事業を推進。

●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

②自発的活動支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者等が日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図る。
事業内容	○障がい等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援。

●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

③相談支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者本人や障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介等。 ○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置。 ○基幹相談支援センター等に特に必要と認められる能力を有する専門的職員の配置、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・地域定着の促進の取組。 ○三木市障害者（児）地域自立支援協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言。

●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
三木市障害者（児）地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有

④成年後見制度利用支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	成年後見制度の利用が有効と認められる人に対し、制度の利用を支援するために、関係施設などと連携し、普及啓発を図る。
事業内容	○親族のいない障がい者に成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人などの報酬の全部または一部を助成。

●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	3	3	3

⑤成年後見制度法人後見支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活用を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とする。
事業内容	○法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築。 ○法人後見の適正な活動のための支援。 ○その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進。

●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	有

⑥意思疎通支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳等の方法により意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図る。
事業内容	○手話通訳者設置事業の推進。 ○手話通訳者派遣事業の推進。 ○要約筆記者設置事業の推進。 ○要約筆記者派遣事業の推進。 ○点訳音訳委託等事業の推進。

●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者設置事業	人／年	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件／年	500	500	500

⑦日常生活用具給付等事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図る。
事業内容	○日常生活上の便宜を図るため、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具の給付。

●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	12	12	12
在宅療養等支援用具	件/年	11	12	12
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	11	11
排せつ管理支援用具	件/年	2,069	2,131	2,195

⑧手話奉仕員養成研修事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。
事業内容	○聴覚障がい者の社会生活におけるコミュニケーションの確保を図るため、手話のできる市民の養成、手話通訳者の養成。

●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	20	20	20

⑨移動支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促す。
事業内容	○移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援。

●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	人/年	72	74	76
	時間/年	5,188	5,332	5,476

⑩地域活動支援センター機能強化事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図る。
事業内容	○利用者に創作的活動や日中活動の提供を行う基礎的事業を実施した上で、次の類型によりサービスを提供。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センターⅠ型（利用者おおむね20名以上） ・地域活動支援センターⅡ型（利用者おおむね15名以上） ・地域活動支援センターⅢ型（利用者おおむね10名以上）

●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域活動支援センターの基礎的事業	箇所	1	1	1	
地域活動支援センター機能強化事業	箇所	1	1	1	
	Ⅰ型	箇所	0	0	0
	Ⅱ型	箇所	0	0	0
	Ⅲ型	箇所	1	1	1

※市内事業所数

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	重度の身体障がいのある方で、自宅での入浴が困難な方や、障害福祉サービスの利用ができない方に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。
事業内容	○身体障がい者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護。

●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	回/年	257	260	263

②日中一時支援事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。
事業内容	○日中、障害福祉サービス事業所、障がい者支援施設等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等の実施。

●● 見込量または実施計画 ●●

事業名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	回/年	5,305	5,398	5,536

③社会参加促進事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	スポーツ・レクリエーション教室等の開催、展示・声の広報等発行、要約筆記者の養成研修等を実施するとともに、障がい者のより一層の社会参加を促進する。
事業内容	○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業の実施。 ○芸術・文化講座開催等事業の実施。 ○展示・声の広報等発行事業の実施。 ○自動車運転免許取得費・改造費助成事業の実施。

④更生訓練費給付事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	施設に入所・通所して就労移行支援事業や自立訓練事業を受けている人に、社会復帰の促進を図る支援を行う。
事業内容	○就労移行支援事業または自立訓練事業を利用する者に対する更生訓練費の支給。

⑤生活訓練等事業

●● 事業の概要 ●●

事業目的	日常生活上必要な訓練・指導をはじめ、相談活動支援を行い、生活の質的向上を図り、社会復帰を促進する。
事業内容	○就労している障がい者等の地域生活に関する相談に応じ、助言を与えるなどの支援。 ・相談活動 ・日常生活支援 ・連絡調整

(3) 地域生活支援事業の見込量の確保方策

地域生活支援事業については、障害福祉サービスと同様に、三木市障害者（児）地域自立支援協議会と連携しながら必要な社会資源の確保に努め、サービス提供体制の充実を図ります。支援を必要とする人の実情に沿った適切なサービス提供が可能となるよう、サービス事業者や近隣自治体と連携して取り組みます。

資料編

1. 三木市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 市長の附属機関として、三木市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 社会福祉行政の円滑な運営とその推進を図り、市民が安心して共に暮らせる福祉のまちづくりを実現するため、必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉団体の代表者
- (3) 地区組織の代表者
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、当該特別事項を明示して臨時的に特別委員を委嘱又は任命することができる。

2 特別委員の任期は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じてその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事15人以内を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて所掌事項について、委員を補佐する。

(意見の聴取等)

第9条 会長が必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (略)

2. 三木市社会福祉審議会委員

◎：会長 ○：副会長 （敬称略）

No.	委員区分	氏名	所属等
1	学識経験者	◎遠藤 俊子	関西国際大学
2		長江 利幸	加東健康福祉事務所
3	社会福祉団体の代表者	○植田 吉則	三木市社会福祉協議会
4		秋田 豊彦	三木市連合民生委員児童委員協議会
5		長田 幸恵	三木市手をつなぐ育成会
6	地区組織の代表者	藤原 薫	三木市区長協議会連合会
7		西田 博之	三木市老人クラブ連合会
8	行政機関の職員	岩崎 国彦	三木市健康福祉部長
9	その他市長が認める者	堀井 弘幸	三木市医師会
10		横尾 加名子	三木市歯科医師会
11		瀬戸 友子	公募委員
12		北上 亜矢子	公募委員
13		大楯 千佐子	公募委員
14		青木 芳子	公募委員
15		竹内 将史	公募委員

任期：令和元年6月1日～令和3年5月31日

3. 三木市社会福祉審議会障がい者福祉検討部会委員

◎：部会長 ○：副部会長 （敬称略）

No.	委員区分	氏名	所属等
1	学識経験者	◎遠藤 俊子	関西国際大学
2	社会福祉団体の代表者	秋田 豊彦	三木市連合民生委員児童委員協議会
3		長田 幸恵	三木市手をつなぐ育成会
4	地区組織の代表者	藤原 薫	三木市区長協議会連合会
5	その他市長が認める者	堀井 弘幸	三木市医師会
6		北上 亜矢子	公募委員
7		竹内 将史	公募委員
8	特別委員	○安居 兼三	三木市身体障害者福祉協会
9		中島 貴也	三木市障害者支援区分認定審査会・大村病院
10		小野 妙子	精神障害者親の会 ほのぼの会
11		緩目 とし子	三木精愛園
12		岡村 千恵美	三木市立障害者総合支援センター はばたきの丘
13		木元 倫代	加東健康福祉事務所
14		小林 義直	三木特別支援学校

任期：令和2年3月10日～令和3年3月31日

4. 策定経過

開催日	会議等	議題等
令和2年3月10日	令和元年度第1回三木市社会福祉審議会	○第5期三木市障害者基本計画及び第6期三木市障害福祉計画・第2期三木市障害児福祉計画の策定にかかるアンケートについて
令和2年3月10日	令和元年度第1回三木市社会福祉審議会障がい者福祉検討部会	○第5期三木市障害者基本計画及び第6期三木市障害福祉計画・第2期三木市障害児福祉計画の策定にかかるアンケートについて
令和2年3月31日 ～令和2年4月30日	各種アンケート調査の実施	○障がいのある方に関するアンケート ○支援の必要な子どもに関するアンケート ○共生社会に関する市民意識アンケート
令和2年6月22日	令和2年度三木市障害者（児）地域自立支援協議会第1回定例会	○第5期三木市障害者基本計画・第6期三木市障害福祉計画・第2期三木市障害児福祉計画の策定について
令和2年7月14日	令和2年度第1回三木市社会福祉審議会	○第5期三木市障害者基本計画及び第6期三木市障害福祉計画・第2期三木市障害児福祉計画について
令和2年7月31日	令和2年度第1回三木市社会福祉審議会障がい者福祉検討部会	○三木市障害者施策に関するアンケート調査結果報告について ○三木市の障がいのある方の現状について ○第5期三木市障害者基本計画及び第6期三木市障害福祉計画・第2期三木市障害児福祉計画の策定について
令和2年8月～9月	団体・事業所調査の実施	○市内で障害福祉事業に携わる団体・事業所を対象としたヒアリング調査
令和2年10月30日	令和2年度三木市障害者（児）地域自立支援協議会第2回定例会	○8月に実施した市内各団体・事業所調査の意見等取りまとめの報告
令和2年11月6日	令和2年度第2回三木市社会福祉審議会障がい者福祉検討部会	○第5期三木市障害者基本計画及び第6期三木市障害福祉計画・第2期三木市障害児福祉計画の素案について
令和2年11月25日	令和2年度第2回三木市社会福祉審議会	○第5期三木市障害者基本計画及び第6期三木市障害福祉計画・第2期三木市障害児福祉計画について
令和2年12月18日 ～令和3年1月18日	パブリックコメントの実施	○第5期三木市障害者基本計画及び第6期三木市障害福祉計画・第2期三木市障害児福祉計画（案）
令和3年2月1日	令和2年度第3回三木市社会福祉審議会障がい者福祉検討部会【書面開催】	○パブリックコメントの結果について ○第5期三木市障害者基本計画及び第6期三木市障害福祉計画・第2期三木市障害児福祉計画（最終案）
令和3年2月9日	令和2年度第3回三木市社会福祉審議会	○第5期三木市障害者基本計画及び第6期三木市障害福祉計画・第2期三木市障害児福祉計画の承認について

5. 用語説明

【あ行】

○アクセシビリティ

高齢者や障がい者を含む多くの人々が不自由なく様々な製品やサービス、建物を利用できる度合いを示す言葉です。

○意思疎通支援

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人への支援です。手話通訳・要約筆記等を行う人の派遣や、必要な用具の給付等の事業があります。

○一般就労

企業等との間に雇用契約を結び、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法のもとで賃金の支払を受ける就労形態。障がい者就労施設等での福祉的就労との対比で使われます。

○医療的ケア

家族等が日常的に行っているたんの吸引や経管栄養等の医療的な生活援助。医師による治療のための医療行為とは区別されます。

○インクルーシブ教育

障がいのある人と障がいのない人とがともに学ぶ仕組みであり、障がいのある子どもが教育制度一般から排除されないこと、地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。（「障害者の権利に関する条約第 24 条」より）

○インターンシップ

学生が一定期間企業などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度のことです。

○SDGs

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことをうたっています。

○NPO

Non-profit Organization(非営利組織)の略で、営利を目的とせず、公益のため活動する民間団体の総称です。市民運動やボランティア活動などをする人々が結成する組織のことです。

【か行】

○介助犬

手足が不自由な障がい者の日常生活の動作について介助する犬をさします。平成14年10月1日より「身体障害者補助犬法」等が施行され、公的施設、公共交通機関等を利用する場合において介助犬等身体障害者補助犬を同伴することができるようになりました。

○グループホーム

障がいのある人などが、世話人等による相談や日常生活上の支援を受けながら、少人数で共同生活を行う住居です。

○高次脳機能障害

頭部外傷、脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難になる障がいのことです。

○合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮や調整のことです。

【さ行】

○災害時要援護者

高齢や疾病、障がい等により、災害発生時に自力では避難が困難な人のことをいいます。

○社会的障壁

障害者基本法第2条2において、「障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されています。

○社会モデル

障がいとは個人の問題または医学的な機能の問題ではなく、社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受けることが問題であり、社会を改善していくことが求められているとする考え方のことです。障害者権利条約や、平成23年に改正された障害者基本法において障がいの定義として採用されている考え方です。

○障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

平成 18 年 12 月、国連総会において採択された条約で、障がい者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障がい者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めています。日本は平成 26 年に批准しました。

○障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき、住まいの場（居宅や施設）における介護サービスや、日中活動の場における機能訓練、就労支援などのサービスを受けることで、障がい者が地域で自立した生活を送ることができるように支援します。18 歳以上で介護給付を利用する場合、障害支援区分の認定により、使えるサービスが決まります。

○成年後見制度

判断（意思）能力が著しく低下した認知症等の要介護高齢者、知的障がい者、精神障がい者に対し、家庭裁判所による法定後見人を選任し、本人の利益行為を代行して後見する制度です。

【た行】

○地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人が安心して地域で生活できるように、身近な相談支援体制を整備するとともに、グループホームへの入居体験、緊急時の受入体制の確保、コーディネーターの配置を行うなど、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進することです。

○地域生活への移行

入所施設で生活する障がい者や、治療の必要が乏しいにもかかわらず病院に長期入院している障がい者が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現することです。

○地域福祉権利擁護事業

判断（意思）能力が不十分な認知症等の要介護高齢者、知的障がい者、精神障がい者等を対象に、その権利を擁護する事業です。成年後見制度を補完するもので、社会福祉協議会が本人、または代理者と契約を締結し、運営審査会の監督のもと、生活支援員が福祉サービスの利用・援助やそれに付随した金銭管理などを行います。

【は行】

○発達障害

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と定義されています。

○バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいいます。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられています。

○兵庫県福祉のまちづくり条例

高齢者や障がい者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりの推進を目指し、平成5年10月1日に施行された条例です。多くの県民が利用する施設及び住宅等の整備基準を定め、生活基盤整備の推進を目的としています。

○福祉的就労

一般就労が困難な障がい者が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練などを受けながら作業を行うことです。

【ま行】

○盲導犬

重度の視覚障がい者の歩行を助けるため、特別な訓練を受けた犬をさします。平成14年10月1日より「身体障害者補助犬法」等が施行され、公的施設、公共交通機関等を利用する場合において介助犬等身体障害者補助犬を同伴することができるようになりました。

【ら行】

○ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことです。

第5期三木市障害者基本計画

第6期三木市障害福祉計画

第2期三木市障害児福祉計画

発行日：令和3年3月

発行：三木市 編集：三木市健康福祉部障害福祉課

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

TEL：0794-82-2000 FAX：0794-89-2449